

大気汚染防止ハンドブック(本編)



大気汚染防止法
ダイオキシン類対策特別措置法
県民の生活環境の保全等に関する条例
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

名古屋市
環境局

令和6年6月 Ver.12.4.6

目 次

○大気汚染（ばい煙等）に係る規制の概要	1
第1章 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例	2
(1) ばい煙	2
ア ばい煙としての規制物質	2
イ ばい煙発生施設	3
ウ 硫黄酸化物の規制	9
(ア) 排出基準（K値規制）	9
(イ) 総量の規制	10
(ウ) 燃料使用基準	16
エ ばいじんの規制	17
排出基準	17
オ 有害物質の規制	23
(ア) 排出基準	23
a カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛の排出基準【法施設】	23
b 窒素酸化物の排出基準【法施設】	24
c カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛等の排出基準【県条例施設】	30
(イ) 指定物質	32
(ウ) 窒素酸化物に係る指導	33
a 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	33
b 低NO _x 型小型燃焼機器普及促進指針	33
カ ばい煙に係る施設の基準	33
キ ばい煙の測定	34
(2) 揮発性有機化合物	35
ア 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準	35
イ 法（VOC施設）と県条例の関連施設（目安）	36
ウ VOC（揮発性有機化合物）に該当する主な物質	37
エ 炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準	38
(3) 粉じん	39
ア 特定粉じん（石綿）	39
(ア) 特定粉じん発生施設	39
(イ) 特定粉じん発生施設の規制基準及び濃度の測定	39
(ウ) 特定粉じん排出等作業	40
(エ) 事前調査	40
(オ) 特定粉じん排出等作業の作業基準	42
イ 一般粉じん及び粉じん	45
(ア) 一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設	45
(イ) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	46
(4) 水銀等（水銀及びその化合物）	47
ア 水銀排出施設及び排出基準	47

イ 水銀濃度の測定等	49
ウ 要排出抑制施設の設置者の取組み	49
(5) ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置	50
(6) 大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係	51
第2章 ダイオキシソ類対策特別措置法	53
(1) ダイオキシソ類	53
(2) 特定施設	53
(3) ダイオキシソ類の測定	53
(4) 排出ガスに係る排出基準	53
(5) ダイオキシソ類対策特別措置法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係	54
第3章 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場	55
(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	55
(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例	55
第4章 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	56
(1) 窒素酸化物に係る総量規制	56
ア 適用される工場等	56
イ 規制基準	56
(2) 総量規制基準の適否判定方法	56
(3) 窒素酸化物排出係数の算出方法	57
・窒素酸化物排出施設（細則別表第1）	60
・重油の量への換算係数（燃料）（細則別表第2）	62
・重油の量への換算係数（原料）（細則別表第3）	62
・窒素酸化物排出施設の排出特性を勘案する係数（細則別表第4）	63
・C ₁ 及びC ₂ （細則別表第5附表）	63
第5章 届出の手引	65
(1) 届出の必要なとき	65
(2) 届出に必要な書類	66
(3) 届出の方法	66
問い合わせ及び届出先（裏表紙）	67

○大気汚染（ばい煙等）に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令等	対象地域	規制対象	頁
硫黄酸化物	K 値規制 (排出口基準)	大防法	市内全域	法対象ばい煙発生施設 (ボイラー等)	3
		県条例		条例対象ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模なボイラー等)	3
	総量規制	大防法		特定工場等	10
	総排出量規制	県条例		大気指定工場等	10
	燃料使用基準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	大防法	市内の一部地域	法対象ばい煙発生施設 (P3～) (ボイラー等)	16
ばいじん	排出基準 (濃度基準)	大防法	市内全域	特定工場等以外の工場・事業場における法対象ばい煙発生施設	16
		県条例		法対象ばい煙発生施設 (P3～) (ボイラー等)	17
ばい煙	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置等)	県条例		条例対象ばい煙発生施設 (P3～) (法対象施設より小規模なボイラー等)	22
		大防法		金属溶解炉(炉床非伝導式直接弧光炉に限る)、 製鋼又は合金鉄の製造用の電気炉又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場	33
窒素酸化物	排出基準 (濃度基準)	大防法		法対象ばい煙発生施設 (P3～) (ボイラー等)	24
		県指導要領		大気指定工場等に設置する法対象ばい煙発生施設	33
	総量規制	市条例		大気規制工場(施設の定格能力の合計が重油の量の換算 500L/時以上)	54
	低 NOx 型小型燃焼機器普及促進指針	市条例		法、条例の規制対象にならない小型燃焼機器	33
有害物質 ^{注1} (窒素酸化物を除く)	排出基準 (濃度基準)	大防法		法対象ばい煙発生施設 (P3～) (廃棄物焼却炉等)	23
		県条例		条例対象ばい煙発生施設 (P3～) (法対象施設より小規模な施設等)	30
有害大気汚染物質 (指定物質 ^{注2})	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大防法		指定物質排出施設	32
揮発性有機化合物 (VOC)	排出基準 (濃度基準)	大防法		揮発性有機化合物排出施設 (塗装施設及び乾燥施設等)	35
炭化水素系物質	構造並びに使用及び管理に関する規制	県条例		炭化水素系物質発生施設 (ガソリンの貯蔵施設等)	38
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大防法		特定粉じん発生施設 (石綿を含む製品の製造に用いる切断機等)	39
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大防法	吹付け石綿等を使用している建築物等の解体、 改造・補修等の工事を行う作業	40	
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大防法	一般粉じん発生施設 (堆積場、ベルトコンベア等)	45	
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県条例	粉じん発生施設 (堆積場、ベルトコンベア等)	45	
水銀等	排出基準 (濃度基準)	大防法	水銀排出施設 (廃棄物焼却炉等)	47	
ダイオキシン類	排出基準 (濃度基準)	ダイオ法	ダイオ法対象特定施設 (廃棄物焼却炉等)	53	

※1 大気汚染防止法では5物質、県条例では24物質（物質名はP2参照）

※2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質

第1章 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例

(1) ばい煙

ア ばい煙としての規制物質（法第2条、法施行令第1条、県条例第2条、県条例施行規則第3条）

法	県 条 例
1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) 窒素酸化物 (7物質)	1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) ベンゼン (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素 (8) シアン及びその化合物 (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン (11) キシレン (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン (14) メチルアルコール (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル (17) メチルエチルケトン (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロエチレン (20) ジクロロメタン (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン (24物質)

イ ばい煙発生施設 (法第2条第2項、法施行令第2条、県条例施行規則第4条) (その1)

項番号 ^{※1}		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
1	1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	燃焼能力が重油換算 50 L/時以上	伝熱面積 8㎡以上
2	2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉 (重油換算の方法注意) ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000㎡/時未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)の重油換算は右式による。 (平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号及び平成29年1月12日付け28大気第449号)	石炭又はコークスの処理能力 20 t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 (重油換算の方法注意) 重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃料能力(㎡/時) × 気体の発熱量(kJ/㎡) ÷ 40,000	同 左 5 t/日以上 又は 同 左 40 L/時以上 (重油換算の方法注意) 同左
3	3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (条例…16の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 1 t/時以上	同 左 0.5 t/時以上
4	4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (条例…16の項に掲げるものを除く)		
5	5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 ^{注3} (法…こしき炉、14、24、25、26の項に掲げるものを除く) (条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 ^{※2} 0.5㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	同 左 0.5㎡以上 又は 同 左 0.25㎡以上 又は 同 左 40 L/時以上 又は 同 左 150kVA以上

※ 1 項番号とは、法では法施行令別表第1の項番号、県条例では県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

2 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注1 重油換算【主に対象施設の規模判定に使用】とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16 ㎡、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。【昭和 46 年 8 月 25 日付け環大企第 5 号通知】このハットブックにおいて、気体の体積は、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における量に換算したものをいう。ただし、特段の記載がある場合を除く。

[ガス発生炉の一部(上記参照)及び気体を燃料とするガス機関を除く]

2 県条例の規制対象となるばい煙発生施設は、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(法施行令別表第1の11の項に掲げる施設で県条例規則別表第1の37、38に該当する施設並びに法施行令別表第1の12、28の項に掲げる施設を除く。)及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設をいう。【県条例施行規則第4条】

3 炉床非伝導式直接弧光炉は、構造並びに使用及び管理に関する規制(p33)があることに注意

(その2)

項番号		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
6	6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (条例…32の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	火格子面積 0.8㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上
8	8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上	同 左 100kg/時以上
8 の 2	9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 L/時以上	同 左 3 L/時以上
9	10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積 1㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	同 左 0.8㎡以上 又は 同 左 40 L/時以上 又は 同 左 80kVA以上
10	11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉 (法…26の項に掲げるものを除く) (条例…28の項に掲げるものを除く)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	同 左 40 L/時以上 又は 同 左 80kVA以上
11	12	乾燥炉 ^注 (法…14、23の項に掲げるものを除く) (条例…16、25の項に掲げるものを除く)	【注】輸送用機械器具製造用の塗装用乾燥施設及びフェノール樹脂、メラミン樹脂、尿素系樹脂の製造用乾燥施設は、県条例の届出も必要	
12	13	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 ^注	変圧器の定格容量 1,000kVA以上 【注】法対象施設は県条例の届出も必要	同 左 600kVA以上 【注】法対象施設は県条例の届出も必要
13	14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 又は 焼却能力 200kg/時以上	同 左 2㎡以上 又は 同 左 150kg/時以上
—	15	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る）	—	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上

注 骨材乾燥炉及び製鋼又は合金鉄の製造用電気炉は、構造並びに使用及び管理に関する規制(p33)があることに注意

(その3)

項番号		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
14	16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋇炉(溶鋇用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/時以上 又は 火格子面積 0.5㎡以上 又は 羽口面断面積 0.2㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/時以上	同 左 0.3 t/時以上 又は 同 左 0.3㎡以上 又は 同 左 0.15㎡以上 又は 同 左 10 L/時以上
15	17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1㎡以上	同 左 0.05㎡以上
16	18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力	同 左 40kg/時以上
17	19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	50kg/時以上	
18	20	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/時以上	同 左 2 L/時以上
19	21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力 50kg/時以上	同 左 30kg/時以上
20	22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA以上	同 左 20kA以上
21	23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	同 左 50kg/時以上 又は 同 左 40 L/時以上 又は 同 左 150kVA以上
22	24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積 10㎡以上 又は ポンプの動力 1kw以上	同 左 5㎡以上 又は 同 左 0.375kw以上

項番号		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
23	25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上	同 左 50kg/時以上 又は 同 左 0.8㎡以上 又は 同 左 40 L/時以上
24	26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA以上	同 左 5 L/時以上 又は 同 左 20kVA以上
25	27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上	同 左 2 L/時以上 又は 同 左 10kVA以上
26	28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上	同 左 0.08㎡以上 又は 同 左 2 L/時以上 又は 同 左 10kVA以上
27	—	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 〔昭和48年8月10日施行〕	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/時以上	—
28	29	コークス炉 〔昭和50年12月10日施行〕	原料の処理能力 20 t / 日以上 【注】法対象施設は県条例の届出も必要	同 左 20 t / 日以上 【注】法対象施設は県条例の届出も必要
29	—	ガスタービン 〔昭和63年2月1日施行〕	燃料の燃焼能力が重油換算	—
30	—	ディーゼル機関 〔昭和63年2月1日施行〕	50 L/時以上	—

項番号		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
31	—	ガス機関〔平成3年2月1日施行〕 (重油換算の方法注意) 平成2年12月1日付け環大規384号及び平成9年2月12日付け環大規第32号	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/時以上 (重油換算の方法注意) 重油換算量 (L/時) = 気体燃料の 燃焼能力 (m ³ /時) × 気体の発熱量 (kJ/m ³) ÷ 40,186.08 ※例えば、都市ガス (45MJ) の 場合は、31.3 (m ³ /h) が35 L/時 に相当する。	—
32	—	ガソリン機関 〔平成3年2月1日施行〕	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/時以上	—
—	30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設		原料の処理能力 5 t/日以上
—	31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、 濃縮施設及び薬品回収施設		
—	32	金属製品の熱処理施設 (処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る)		バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
—	33	繊維の表面加工 (合成樹脂を使用する ものに限る) の用に供する蒸絨施設		製品の処理能力 400m/時以上
—	34	合板の製造又は表面加工 (合成樹脂 を使用するものに限る) の用に供す る乾燥施設		バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
—	35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、 溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、 混合施設、溶解施設及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の 用に供する混合施設、溶解施設、乾 燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供 する吹付け塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供 する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂 施設 (条例…42、43の項に掲げる施 設を除く) ト イからへまでに掲げるもの以外の 化学工業品又は石油製品の製造の用 に供する施設 (県条例施行規則第3 条第5号及び第10号から第12号に掲 げる物質 (注) を使用するものに限る) のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施 設及び溶解施設		すべてのもの (注) 県条例施行規則第 3 条 第 5 号及び第 10 号から第 12 号に掲げる物質とは、 ベンゼン、トルエン、キ シレン、ノルマルヘキサ ン、シクロヘキサン、メ チルアルコール、酢酸エ チルエステル、酢酸ブチ ルエステル、メチルエチ ルケトン、トリクロロエ チレン及びテトラクロロ エチレンをいう。

項番号		ばい煙発生施設	対象規模	
法	条例		法	県条例
—	36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設		すべてのもの
—	37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 L/時以上又は 変圧器の定格容量 200kVA以上の乾燥炉 又は 伝熱面積10㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラーから熱源を供給されたもの
—	38	フェノール樹脂、メラミン樹脂、尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設、乾燥施設 (条例…34の項に掲げる施設を除く)		すべてのもの
—	39	研磨布紙製造の用に供する塗工施設、乾燥施設		すべてのもの
—	40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設		すべてのもの
—	41	繊維製品製造の用に供する塗工コーター施設		すべてのもの
—	42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設		空気に接する面の面積 3㎡以上
—	43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設		空気に接する面の面積 3㎡以上
—	44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設		空気に接する面の面積 0.5㎡以上
—	45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設		すべてのもの
—	46	接着剤塗布施設		スプレーガンの吹付け能力 30 L/時以上
—	47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設		すべてのもの
—	48	ウレタンフォーム原料製造の用に供する反応施設、蒸発施設		すべてのもの
—	49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂製造用反応施設、蒸発施設		すべてのもの
—	50	エチレンカーボネイト製造の用に供する反応施設		すべてのもの
—	51	滅菌施設（医療業で使用されるものを除く）		容量 3㎡以上

ウ 硫黄酸化物の規制 (法第3条、第5条の2、県条例第6条、同第27条)

(ア) 排出基準 (K値規制) (法施行令第5条、法施行規則第3条、同第7条、県条例施行規則第9条)

$q = K \times 10^{-3} H e^2$ により算出した量

Kとは、法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値 (下表)

qとは、硫黄酸化物の量 (m³/時)

$$q = 0.7 \times \frac{\text{燃料中の硫黄分}(\%) }{100} \times \text{燃料使用量 (L/時)} \times d \quad (\text{比重【液体燃料】})$$

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

(※陣笠有りの場合は $H e = H_0 = \text{煙突高}$)

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

$H e$: 補正された排出口の高さ (m)

H_0 : 排出口の実高さ (m)

Q : 15°Cにおける排出ガス量
(m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

K値 (法施行令第5条、法施行規則第3条、県条例施行規則第9条別表第6)

地 域	地域番号		設置年月日				
			法			県条例	
	法	県条例	～S47. 1. 4	S47. 1. 5～S49. 3. 31	S49. 4. 1～	～S49. 9. 29	S49. 9. 30～
名古屋市	49	1	3.0	2.92	1.17	3.0	1.17

注 1 小型ボイラー (伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー) については、昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置されるものが適用される。

2 ガスタービン及びディーゼル機関で非常用施設※、及び排出ガス量が 1 万 m³/時未満の既設施設 (昭和 63 年 1 月 31 日以前に設置されたもの) については適用されない。

3 ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。

注 計算例は、別冊計算例 P1 を参照

※ 非常用施設の区分に当たっては、停電時、災害時事故時に用いられる施設であって下記の通知の別紙に例示したもの。

【ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について (昭和 62 年 11 月 6 日環大規第 2 3 7 号)】

(イ) 総量の規制

法5条の2、法施行令第7条の2～3、法施行規則第7条の2～3
 昭和51年3月31日愛知県告示第328号、
 県条例施行規則第26条、同第27条、同第28条、同第29条

	法（総量規制）	県条例（総排出量規制）
対象工場等	<p>特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（注 P3参照）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500 L/時以上の工場・事業場</p> <p>（注 総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項まで及び28の項から32の項までのものである。）</p>	<p>大気指定工場等</p> <p>1 大気指定施設（P14、表2参照）の燃焼設備の燃料（金属の製錬又は鑄造の用に供する溶解炉において使用されるコークス及び廃棄物焼却炉において焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚でいを含む。）の燃焼能力の合計が重油に換算した量（次表により重油の量に換算した量）で500 L/時以上の工場等</p> <p>2 水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉において原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上である工場等</p> <p>3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）又は煨焼炉における原料の処理能力が1t/時以上の工場等</p> <p>4 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）のために供する反応施設、濃縮施設、焼成炉又は溶解炉において、原料として使用するりん鉱石の処理能力が80kg/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上である工場等</p> <p>5 トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）のために供する反応施設、乾燥炉又は焼成炉における原料の処理能力が80kg/時以上である工場等</p>
対象地域	名古屋市全域	名古屋市全域
適用日	昭和51年4月1日	昭和49年9月30日
基準式	<p>1. 既設の特定工場等 $Q = a W^{0.95}$</p> <p>2. 特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a' \{ (W+W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量（m³/h）</p>	<p>1 既設の大気指定工場等 $Q = 0.7R_1 (\alpha S_1 - \alpha S_2) (a W_1 + b) + 0.7R_2 \alpha S_2 (a W_1 + b) + R_4 Q'$</p> <p>2 既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止</p>

	法（総量規制）	県条例（総排出量規制）																																						
基準式	<p>W：昭和51年3月31日（小型ボイラー（伝熱面積が10㎡未満のもの。以下同じ。）は、昭和60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年1月31日）以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値（L/時）</p> <p>Wi：昭和51年4月1日（小型ボイラーは、昭和60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年2月1日）以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値（L/時）</p> <p>a, a', r：定数（P13表参照）</p>	<p>$Q=0.7R_1(\alpha S_1-\alpha S_2)(aW_1+b)+0.7R_2\alpha S_2(aW_1+b)+R_3[0.7\alpha S_3\{(aW_2+b)-(aW_1+b)\}+Q']+R_4Q'$</p> <p>3 大気指定工場等の新設</p> <p>$Q=R_3\{0.7\alpha S_3(aW_2+b)+Q'\}$</p> <p>Q：硫黄酸化物の排出許容量（m³/h）</p> <p>W₁：昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）</p> <p>W₂：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）</p> <p>a, b, R₁, R₂, R₃, α S₁, α S₂, α S₃：定数（P13表参照）</p>																																						
燃料の重油の量への換算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>燃料の量</th> <th>重油の量（単位 L）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油</td> <td rowspan="5">1 L</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>ナフサ</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td rowspan="12">1 kg</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>コークス</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス（LNG）</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス（LPG）</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>コークス炉ガス</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>オフガス</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>転炉ガス</td> <td>0.14</td> </tr> <tr> <td>高炉ガス</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>電気炉ガス</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>プロセスガス</td> <td>0.29</td> </tr> <tr> <td>その他の燃料</td> <td>1 L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）</td> <td>当該燃料の1L（固体燃料又は気体燃料にあつては1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油1L当たりの総発熱量は、41,441.895kJとする。）の量</td> </tr> </tbody> </table>		燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 L）	原油	1 L	0.95	軽油	0.95	ナフサ	0.90	灯油	0.90	石炭	1 kg	0.65	コークス	0.75	液化天然ガス（LNG）	1.30	液化石油ガス（LPG）	1.20	都市ガス	1.30	コークス炉ガス	1.00	オフガス	1.30	転炉ガス	0.14	高炉ガス	0.06	電気炉ガス	0.22	プロセスガス	0.29	その他の燃料	1 L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）	当該燃料の1L（固体燃料又は気体燃料にあつては1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油1L当たりの総発熱量は、41,441.895kJとする。）の量
	燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 L）																																					
	原油	1 L	0.95																																					
	軽油		0.95																																					
	ナフサ		0.90																																					
	灯油		0.90																																					
	石炭		1 kg	0.65																																				
	コークス	0.75																																						
	液化天然ガス（LNG）	1.30																																						
	液化石油ガス（LPG）	1.20																																						
	都市ガス	1.30																																						
	コークス炉ガス	1.00																																						
	オフガス	1.30																																						
	転炉ガス	0.14																																						
	高炉ガス	0.06																																						
	電気炉ガス	0.22																																						
	プロセスガス	0.29																																						
その他の燃料	1 L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）	当該燃料の1L（固体燃料又は気体燃料にあつては1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油1L当たりの総発熱量は、41,441.895kJとする。）の量																																						
<p>備考1 都市ガスとは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者により供給されるガス（同条第1項に規定する特定ガス発生設備において発生させ、導管により供給されるものを除く。）及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が行う同条第5項に規定する最終保障供給により供給されるガスをいう。</p> <p>2 コークス炉ガスとは、石炭をコークス炉で乾留したときに得られるガスをいう。</p> <p>3 オフガスとは、製油所等における蒸留・分解・改質等の工程で副生する軽質ガスをいう。</p> <p>4 電気炉ガスとは、製鉄の用に供する密閉型電気炉において回収されるガスをいう。</p> <p>5 プロセスガスとは、アンモニアを合成する工程において発生するアンモニア合成用原料ガスをいう。</p>																																								
<p>【昭和50年3月10日（環境庁告示13号）、昭和56年9月30日（環境庁告示82号）】</p> <p>【昭和51年3月31日（愛知県告示第328号）】</p>																																								

	法（総量規制）		県条例（総排出量規制）
原料の重油の量への換算（法）	原料の種類	原料の量	重油の量（L）
	鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1kg	0.21
	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄		1.50
	容器ガラス製造の用に供する熔融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る）		0.20
	板ガラス製造の用に供する熔融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る）		0.41
	硫酸製造の用に供する焙焼炉において用いられる硫黄		0.16
	耐火煉瓦の製造の用に供する焼成炉において用いられるリグニンスルホン酸塩		18.0
	カーボンブラックの製造の用に供する燃焼装置において用いられる原料		1.20
その他の原料	当該原料の量1kgの処理に伴い発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量		
備考 昭和51年4月1日の前において設置されている硫酸製造の用に供する焙焼炉（シングルコンタクト装置に限り、設置の工事をしているものを含む。）において用いられる硫黄の量の重油の量への換算は、当分の間、1kg当たり0.80Lとする。			備考 1 W_1 はS49.9.30前に現に大気指定施設を設置している工場等（大気指定施設に係る工場等の設置の工事をしているものを含む。）が、S49.9.30以後大気指定施設を設置し、又は変更することによって大気指定工場等となったものに係る W_1 の値は500 2 Q' はS49.9.30前に設置されている大気指定工場等（設置の工事をしているものを含む。）の大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量。ただし、S48.3.31以前に設置されていた大気指定工場等（設置の工事をしていないものを含む。）については、同日までに大気汚染防止法により届出のあった当該大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出されていた硫黄酸化物の量 3 Q'' はS49.9.30以後において設置される大気指定工場等又は同日前に設置されている大気指定工場等に同日以後設置する大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 当該ばい煙発生施設と同種類の既設のばい煙発生施設を有する工場等においては、次により「 Q'' 」を算出する。 $Q'' = r$ （定数:1/3） $\times R_4$ （定数:0.31） $\times Q_3'$ Q_3' ：次に定める式により求めたSO _x 排出量（m ³ /h） $Q_3' = Q' \times$ （当該施設の定格能力） /（当該施設と同種類の既設施設の定格能力） 4 「 Q' 」に該当する施設が構造等の変更により能力を増加した場合、施設の能力増加分に相当する硫黄酸化物量を「 Q'' 」として取り扱う。変更後の硫黄酸化物排出量（ Q ）は以下の通りとする。 $Q = R_4 Q' + Q''$ $Q'' = r$ （定数:1/3） $\times R_4$ （定数:0.31） $\times Q_3'$ Q_3' ：次に定める式により求めたSO _x 排出量（m ³ /h） $Q_3' = Q' \times \{$ （当該施設の増設後の定格能力） $-$ （当該施設の増設前の定格能力） $\}$ ）/（当該施設と同種類の既設施設の定格能力）

県条例（総排出量規制） ～備考の続き～

5 第一号及び第二号の式にかかわらず、S49.9.30前に設置されている大気指定工場等（設置の工事をしているものを含む。）で、現に当該大気指定工場等から排出されている硫黄酸化物の量の最大の量が、第一号に掲げる式により算出した量よりも少ない大気指定工場等に係る大気総排出量規制基準は、その最大の量「q」とし、当該大気指定工場等に同日以後において大気指定施設を設置し、変更し、又は廃止した場合には、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。この場合におけるQ'、R₃、αS₃、W₁、W₂、a、b及びQ''は、それぞれ本表に定めるところによるものとする。

$$Q = q + R_3 [0.7 \alpha S_3 \{ (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \} + Q'']$$

法、県条例に基づく総量規制の定数一覧

・法

a	a'	r
2.17×10^{-3}	2.17×10^{-3}	1/3

・県条例

R ₁	R ₂	R ₃	R ₄
0	1.0	1.0	0.31

αS ₁	αS ₂	αS ₃
$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間あたり)	a	b
500 L 以上 1,000 L 未満	0.643	16
1,000 L 以上 5,000 L 未満	0.743	-84
5,000 L 以上 10,000 L 未満	0.606	620
10,000 L 以上	0.861	-1,930

注1 上記の定数は法、県条例とも全て名古屋区域のものである。

2 燃料の燃焼能力の合計が500L未満の場合は、a=0、b=0とする。

計算例は、別冊P2参照

☆ 『重油換算』と『重油の量への換算』とは異なることに注意

	重油換算	重油の量への換算
使用法	ばい煙発生施設の規模の算定	総量規制、総排出量規制の規模、規制の算定
換算方法	液体燃料10L、気体燃料16m ³ 、固体燃料16kgを各々重油10Lに換算 (※例外 ガス発生炉の一部 (P3参照) 及び気体を燃料とするガス機関)	熱量を基に換算係数が定められている 軽油1Lを重油0.95L、灯油1Lを重油0.90L、都市ガス1m ³ を重油1.066Lに換算 等

表2 大気指定施設（県条例第26条、県条例施行規則第25条 別表第12）

（その1）

項 番号	大気指定施設	対象規模	項 番号	大気指定施設	対象規模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、 熱源として電気又は廃熱 のみを使用するものを除 く）	伝熱面積 10m ² 以上	8	石油ガス洗浄装置に附属 する硫黄回収装置のうち 燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算 6 L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発 生の用に供するガス発生 炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理 能力 20 t /日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算 50L/時以上	9	窯業製品の製造の用に供 する焼成炉、熔融炉及び 加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算
3	金属の精錬又は無機化学 工業品の製造の用に供す る焙焼炉、焼結炉（ペレ ット焼成炉を含む）及び 煅焼炉 （15の項に掲げるものを 除く）	原料の処理能力 1 t /時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算 50 L/時以上	10	無機化学工業品又は食料 品の製造の用に供する反 応炉（カーボンブラック 製造用燃焼装置を含む） 及び直火炉 （21の項に掲げるものを 除く）	50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上
4	金属の精錬の用に供する 溶鋳炉（溶鋳用反射炉を 含む）、転炉及び平炉 （15の項に掲げるものを 除く）		11	乾燥炉 （15、18の項に掲げるも のを除く）	
5	金属の精製又は鋳造の用 に供する溶解炉 （15の項及び19から21の 項に掲げるものを除く）	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上	12	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 又は 燃焼設備の燃焼能力が重 油換算 50 L/時以上
6	金属の鍛造若しくは圧延 又は金属若しくは金属製 品の熱処理又は熔融亜鉛 メッキの用に供する加熱 炉	又は バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	13	石油の精製の用に供する 流動接触分解装置のうち 触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃 焼能力 200kg/時以上
7	石油製品、石油化学製品 又はコーラタール製品の 製造の用に供する加熱炉		14	製鉄、製鋼又は合金鉄若 しくはカーバイドの製造 の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA以上
			15	銅、鉛又は亜鉛の精錬の 用に供する焙焼炉、焼結 炉（ペレット焼成炉を含 む）、溶鋳炉（溶鋳用反 射炉を含む）、転炉、溶 解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t /時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算 20 L/時以上

(その2)

項 番号	大気指定施設	対象規模	項 番号	大気指定施設	対象規模
16	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/時以上	21	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1 m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
17	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上	22	コークス炉	原料の処理能力 20 t /日以上
18	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上	23	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上
19	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA以上	24	加熱炉（2、6、7、9の項に掲げるものを除く）及び熱風炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
20	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上			

注 硫黄酸化物を排出しない施設として、次に掲げる施設等は、大気指定施設には該当せず、W₁又はW₂に加算されない。

- (1) 木くず燃焼施設（混焼の場合は、木くずの燃焼量のみ W₁又はW₂に加算しないものとする。）
- (2) 金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を除く。）
- (3) 項番号5、6、7、9、10、11、14、19、20及び21に掲げる施設のうち電気を熱源とする施設
- (4) 廃棄物焼却炉のうち、ごみ等を焼却し、硫黄酸化物を排出しない施設（燃焼用のバーナー能力及び焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚泥の燃料能力は、W₁又はW₂に加算するものとする。）

【昭和51年5月31日（愛知県51公対第166号）】

(ウ) 燃料使用基準（法第 15 条、同第 15 条の 2）

(a) 季節による燃料使用基準

（法第 15 条、法施行令第 9 条、昭和 48 年 2 月 2 日愛知県告示第 86 号）

燃料の種類	適用区域（☆）	工場・事業場の別	燃料使用基準（硫黄含有率）	適用期間
重油その他の石油系の燃料	名古屋市の区域のうち、南区天白町から宝神町に至る一般国道1号線 ^{※1} と天白川右岸線との交差点を起点とし、順次同右岸線、植田川右岸線、一般国道153号線、市道八事線、県道名古屋長久手線、市道田代本通線、市道天満通線、矢田川左岸線、庄内川左岸線及び南区天白町から宝神町に至る一般国道1号線を経て起点に至る線で囲まれた区域	工場	0.5%以下	年間
		事業場	0.5%以下	

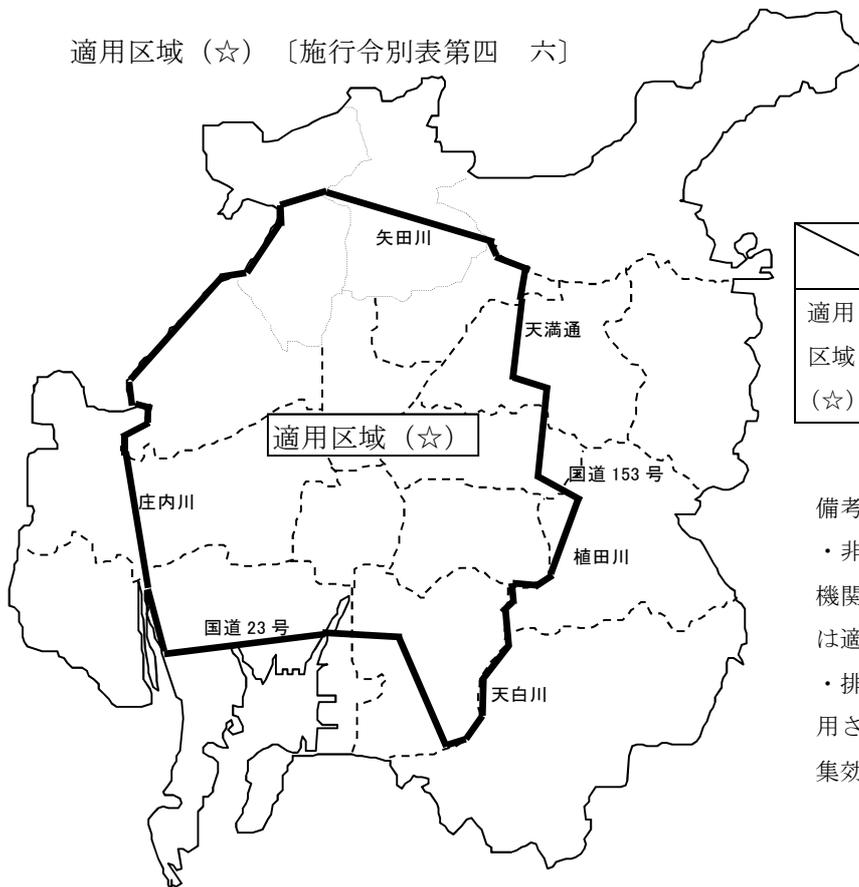
備考 この表に掲げる区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

※1 ここでいう一般国道 1 号線は、現在の一般国道 23 号をいう。

(b) 指定地域における燃料使用基準（法第 15 条の 2、昭和 51 年 3 月 31 日愛知県告示第 329 号）

燃料の種類	区域	工場等の規模	燃料使用基準（硫黄含有率）
重油その他の石油系燃料	名古屋市	工場又は事業場に設置されているすべての硫酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり500L未満の工場・事業場	0.5%以下

適用区域（☆）〔施行令別表第四 六〕



		特定工場等 (総量規制対象工場 P11参照)	特定工場等以外
適用区域（☆）	内	燃料使用基準は適用 対象 (a) (法の総量規制基準も適用)	燃料使用基準は適用 対象 (a) & (b)
	外	燃料使用基準は適用 対象外 (法の総量規制基準は適用)	燃料使用基準は適用 対象 (b)

備考

- ・非常用施設（ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）にかかる燃料使用基準については適用猶予。
- ・排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとして取り扱う。

エ ばいじんの規制（法第3条、県条例第6条）

法施設の排出基準（法第3条、法施行規則第4条、第7条、昭和48年3月30日愛知県条例第4号）

（その1）

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46.6.23				S46.6.24～S57.5.31				S57.6.1～		備 考		
			基準の種類		上乗せ基準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準			特 別 排出基準	
			排出ガス量 (万 m ³ /h)		g/m ³	On ^{注3} (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)		g/m ³	On (%)
1 ボ イ ラ ー （ 小 型 ボ イ ラ ー は 除 く ）	① ガスの専焼 (⑥を除く)	20以上	0.05	0 s	0.05	5	0.05	0 s	0.05	5	0.03	5	上乗せ基準と一般排出基準、 又は、旧特別排出基準と一 般排出基準が適用される施 設に係る排出基準は、いず れか厳しいものとする。		
		4～20	0.10	0 s	0.05	5	0.05	0 s	0.05	5	0.03	5			
		1～4	0.20	0 s	0.10	5	—	—	0.10	5	0.05	5			
		1未満	—	—	0.10	5	—	—	0.10	5	0.05	5			
	② 液体燃料（黒液 を除く。以下同 じ。）の専焼並 びにガス及び液 体燃料の混焼 (③・⑥を除く)	20以上	0.05	0 s	0.07	4	0.05	0 s	0.05	4	0.04	4			
		4～20	0.10	0 s	0.18	4	0.05	0 s	0.15	4	0.05	4			
		1～4	0.20	0 s	0.25	4	0.20	0 s	0.25	4	0.15	4			
		1未満	—	—	0.30	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s			
	③ 黒液の専焼並び に黒液及びガ ス又は液体燃 料の混焼 (⑥を除く)	20以上	0.20	0 s	0.20	0 s	—	—	0.15	0 s	0.10	0 s		上乗せ基準と一般排出基準 が適用される施設に係る排 出基準は、いずれか厳しい ものとする。	
		4～20	0.20	0 s	0.35	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s			
1～4		0.20	0 s	0.35	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s				
1未満		—	—	0.35	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s				
④ 石炭を燃焼させ るもの (⑥を除く)	20以上	0.20	0 s	0.15	6	—	—	0.10	6	0.05	6	上乗せ基準と一般排出基準、 又は、旧特別排出基準と一 般排出基準が適用される施 設に係る排出基準は、いず れか厳しいものとする。			
	4～20	0.20	0 s	0.25	6	0.20	0 s	0.20	6	0.10	6				
	1～4	0.20	0 s	0.35	6	0.20	0 s	0.30	6	0.15	6				
	1未満	—	—	0.35	6	0.20	0 s	0.30	6	0.15	6				
⑤ 低品位炭（発 熱量20,930 kJ/kg以下の もの。）を燃焼 させるもの (⑥を除く。)	20以上	0.40	0 s	0.45	6	0.40	0 s	0.45	6	0.05	6	上乗せ基準と一般排出基準 が適用される施設に係る排 出基準は、いずれか厳しい ものとする。			
	4～20	0.40	0 s	0.45	6	0.40	0 s	0.45	6	0.10	6				
	1～4	0.40	0 s	0.45	6	0.40	0 s	0.45	6	0.15	6				
	1未満	—	—	0.45	6	—	—	0.45	6	0.15	6				
⑥ 触媒再生塔に 附属するもの	—	—	—	0.30	4	燃料か ら判断	—	0.20	4	0.15	4				
⑦ 上記以外のもの	20以上	0.20	0 s	0.30	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s	上乗せ基準と一般排出基準 が適用される施設に係る排 出基準は、いずれか厳しい ものとする。			
	4～20	0.20	0 s	0.30	0 s	—	—	0.20	0 s	0.15	0 s				
	1～4	0.20	0 s	0.40	0 s	—	—	0.20	0 s	0.20	0 s				
	1未満	—	—	0.40	0 s	—	—	0.20	0 s	0.20	0 s				

注1 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。

2 小型ボイラーとは、「伝熱面積10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算50L/時以上のボイラー」をいう。

3 換算ばいじん濃度 = (測定ばいじん濃度) × $\frac{(21 - O_n)}{(21 - \text{測定酸素濃度})}$

4 O_n : 排出ガス中の標準の残存酸素濃度

0s : 排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は20%とする)

O_n の欄の0sとある施設及び電気を熱源とする施設は、標準酸素濃度への換算(上記式の補正)を行わない。

5 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

(その2)

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S60.9.9		S60.9.10～H2.9.9		H2.9.10～		備 考	
		基準の種類	—		一般排出基準		特別排出基準			
		排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)		
1	ボイラー (小型ボイラーに限る)	① ガスの専焼 (⑥を除く)	—	当分の間、基準を適用しない。		当分の間、基準を適用しない。		当分の間、基準を適用しない。		
		② 軽質液体燃料〔灯油、軽油、A重油〕を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼(⑥を除く)		当分の間、基準を適用しない。		当分の間、基準を適用しない。		当分の間、基準を適用しない。		
		③ 液体燃料(軽質液体燃料及び黒液を除く。以下同じ。)の専焼並びにガス及び液体燃料の混焼(②、⑥を除く)	1以上	当分の間、基準を適用しない。		0.30	4	0.15	4	
			1未満							0 s
		④ 黒液の専焼並びに黒液及びガス又は液体燃料の混焼(⑥を除く)	—	当分の間、基準を適用しない。		0.30	0 s	0.15	0 s	
		⑤ 石炭を燃焼させるもの(⑥を除く)	—	当分の間、基準を適用しない。		0.30	6	0.15	6	
		⑥ 触媒再生塔に附属するもの	—	当分の間、基準を適用しない。		0.30	4	0.15	4	
⑦ 上記以外のもの	—	当分の間、基準を適用しない。		0.30	0 s	0.20	0 s			

注 小型ボイラーとは、「伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46.6.23				S46.6.24～S57.5.31				S57.6.1～		備 考
		基準の種類	上乘せ基準		一般排出基準		旧特別排出基準		一般排出基準		特別排出基準		
		排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	
2	ガス発生炉	—	—		0.05	7	—		0.05	7	0.03	7	上乘せ基準と一般排出基準、又は、旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
	ガス加熱炉	—	—		0.10	7	0.10	0 s	0.10	7	0.03	7	
3	焼結炉	焙焼炉	4以上 4未満	— —	0.10 0.15	0 s 0 s	— —		0.10 0.15	0 s 0 s	0.05 0.10	0 s 0 s	上乘せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする
		フェロマンガ ン製造用	4以上 4未満	0.20 0.20	0 s 0 s	0.20 0.20	0 s 0 s	— —		0.20 0.20	0 s 0 s	0.10 0.10	
	その他	4以上 4未満	0.20 0.20	0 s 0 s	0.15 0.15	0 s 0 s	— —		0.15 0.15	0 s 0 s	0.10 0.10	0 s 0 s	
	煨焼炉	4以上 4未満	— —	0.25 0.30	0 s 0 s	— —		0.20 0.20	0 s 0 s	0.10 0.15	0 s 0 s	0.10 0.15	
4	溶鋳炉	高炉	—	—	0.05	0 s	—		0.05	0 s	0.03	0 s	()内は燃焼型にかかるものに適用する。
		その他	4以上 4未満	— —	0.15 0.15	0 s 0 s	— —		0.10 0.15	0 s 0 s	0.08 0.08	0 s 0 s	
	転炉	—	—	0.10 (0.13)	0 s	—		0.10 (0.13)	0 s	0.08	0 s		
	平炉	—	—	0.05	0 s	—		0.05	0 s	0.03	0 s		
5	金属溶解炉	4以上	—		0.10	0 s	—		0.10	0 s	0.05	0 s	()内はアルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉でS57.5.31以前に設置されたものに適用する。
		4未満	—		0.20 (0.30)	0 s	—		0.20 (0.30)	0 s	0.10	0 s	

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考		
			基準の種類		上乗せ 基準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準			特 別 排出基準	
			排出ガス量 (万 m ³ /h)		g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)		g/m ³	On (%)
6	金属加熱炉	4以上 4未満	— —	—	0.15 0.25	0 s 0 s	— —	—	0.10 0.20	0 s 0 s	0.08 0.10	0 s 0 s			
7	石油加熱炉	4以上	—	—	0.10	6	0.10	0 s	0.10	6	0.05	6	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、潤滑油の製造の用に供するもので、S57. 5. 31以前に設置されたものに適用する。		
		1～ 4	—	—	0.15	6	0.10	0 s	0.15	6	0.08	6			
		1未満	—	—	0.15 (0.18)	6	0.10	0 s	0.15 (0.18)	6	0.08	6			
8	触媒再生塔	—	—	—	0.30	6	—	—	0.20	6	0.15	6	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。		
8-2	燃焼炉	—	—	—	0.10	8	0.10	0 s	0.10	8	0.05	8			
9	石灰 土中釜 焼成炉	—	—	—	0.40	15	0.40	0 s	0.40	15	0.20	15			
		—	—	—	0.30	15	0.30	0 s	0.30	15	0.15	15			
	セメント焼成炉	4以上	—	—	0.10	10	0.10	0 s	0.10	10	0.05	10			
		4未満	—	—	0.10	10	—	—	0.10	10	0.05	10			
	耐火レンガ、 耐火物原料の 焼成炉	4以上	—	—	0.10	18	0.10	0 s	0.10	18	0.05	18			
		4未満	—	—	0.20	18	0.20	0 s	0.20	18	0.10	18			
	その他の焼成炉	4以上	—	—	0.15	0 s	0.10	0 s	0.15	0 s	0.08	0 s			
		4未満	—	—	0.25	0 s	0.20	0 s	0.25	0 s	0.15	0 s			
板ガラス、ガラス 繊維製品(ガラス 繊維を含む)製 造用溶融炉	4以上	—	—	0.10	15	0.10	0 s	0.10	15	0.05	15				
	4未満	—	—	0.15	15	—	0 s	0.15	15	0.08	15				
光学ガラス、 電気ガラス又 はフリット製 造用溶融炉	4以上	—	—	0.10	16	0.10	0 s	0.10	16	0.05	16				
	4未満	—	—	0.30	16	0.20	0 s	0.15	16	0.08	16				
その他の溶融炉	4以上	—	—	0.10	15	0.10	0 s	0.10	15	0.05	15				
	4未満	—	—	0.20	15	0.20	0 s	0.20	15	0.10	15				
10	反応炉 直火炉	4以上	—	—	0.15	0 s	0.10	0 s	0.10	0 s	0.08	0 s	()内は、活性炭の製造の用に供する反応炉に適用する。		
		1～ 4	—	—	0.20	0 s	0.20	0 s	0.20	0 s	0.10	0 s			
		1未満	—	—	0.20 (0.30)	0 s	0.20	0 s	0.20	0 s	0.10 (0.15)	0 s			
11	骨材乾燥炉	2以上	0.40	0 s	0.50	16 (Os)	0.40	0 s	0.50	16 (Os)	0.20	16 (Os)	上乗せ基準と一般排出基準、又は、旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適用する。		
		2未満	0.40	0 s	0.60	16 (Os)	0.40	0 s	0.50	16 (Os)	0.20	16 (Os)			
	その他の乾燥炉	4以上	—	—	0.15	16 (Os)	0.10	0 s	0.15	16 (Os)	0.08	16 (Os)			
1～ 4		—	—	0.30	16 (Os)	0.20	0 s	0.20	16 (Os)	0.10	16 (Os)				
1未満	—	—	0.35	16 (Os)	0.20	0 s	0.20	16 (Os)	0.10	16 (Os)					

(その4)

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考
		基準の種類	上乗せ基準		一般排出基準		旧特別排出基準		一般排出基準		特別排出基準		
		排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	
12	合金鉄製造用電気炉 (ケイ素分40%以上)	—	—		0.20	0 s	—		0.20	0 s	0.10	0 s	
	合金鉄製造用電気 炉(ケイ素分40%未 満)及びカーバイド 製造用電気炉	—	—		0.15	0 s	—		0.15	0 s	0.08	0 s	
	その他の電気炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0 s 0 s	0.10 0.10	0 s 0 s	— —		0.10 0.10	0 s 0 s	0.05 0.05	0 s 0 s	

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46. 6. 23 ^{※1}				S46. 6. 24～H10. 6. 30 ^{※2}				設置年月日		～H10. 6. 30		H10. 7. 1～	
		基準の種類	上乗せ基準				旧特別排出基準				焼却炉の 焼却能力 (t/h)	g/m ³		On (%)		
		排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)		g/m ³	On (%)			
13	廃棄物 焼却炉	連続炉	4以上	0.10	0 s	0.08	12					4以上	0.08	12	0.04	12
		1～4	0.20	0 s	0.15	12					2～4	0.15	12	0.08	12	
		1未満	—		0.15	12					2未満	0.25	12	0.15	12	
		その他	—	—		0.25	12									

※1 S46. 6. 23 までに設置された施設の排出基準は左表の上乗せ基準又は右表のいずれか厳しい基準を適用

※2 S46. 6. 24～H10. 6. 30 に設置された施設の排出基準は左表の旧特別排出基準又は右表のいずれか厳しい基準を適用

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類	設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考	
		基準の種類	上乗せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準		特 別 排出基準			
		排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)		
14	焙焼炉	4以上	—		0.10	0 s	—		0.10	0 s	0.05	0 s		
		1～4	—		0.15	0 s	—		0.15	0 s	0.08	0 s		
		1未満	—		0.15	0 s	—		0.15	0 s	0.08	0 s		
	焼結炉	—	0.20	0 s	0.15	0 s	—		0.15	0 s	0.10	0 s		
	溶鋳炉	4以上	—		0.15	0 s	—		0.10	0 s	0.08	0 s		
		4未満	—		0.15	0 s	—		0.15	0 s	0.08	0 s		
転炉	—	—		0.15	0 s	—		0.10	0 s	0.08	0 s	() 内は、燃焼型に限る。		
溶解炉	4以上	—		0.10	0 s	—		0.10	0 s	0.05	0 s			
	1～4	—		0.20	0 s	—		0.20	0 s	0.10	0 s			
	1未満	—		0.30	0 s	—		0.20	0 s	0.10	0 s			
乾燥炉	4以上	—		0.15	16	0.10	0 s	0.15	16	0.08	16	旧特別排出基準と一般排出基準が 適用される施設に係る排出基準は 、いずれか厳しいものとする。		
	1～4	—		[0.18]	16	0.20	0 s	0.20	16	0.10	16	() 内は、直接熱風乾燥炉に 適用する。		
	1未満	—		0.30	16	0.20	0 s	0.20	16	0.10	16	[] 内は、気流搬送型の施設 に限り、S57. 5. 31以前に設置さ れたものに限る。		
18	活性炭製造用 反 応 炉	—	—		0.30	6	—		0.30	6	0.15	6		
20	アルミニウム 製錬用電解炉	—	—		0.05	0 s	—		0.05	0 s	0.03	0 s		
21	リン等 製造用	焼成炉	—	—		0.15	15	—		0.15	15	0.08	15	
	溶解炉	—	—		0.20	0 s	—		0.20	0 s	0.10	0 s		

項 番 号	ばい煙発生 施設の種類の		設置年月日	～S46.6.23				S46.6.24～S57.5.31				S57.6.1～		備 考		
				基準の種類		上乗せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準			特 別 排出基準	
				排出ガス量 (万m ³ /h)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³	On (%)	g/m ³		On (%)	
23	トリポリ リン酸ナ トリウム 製造用	乾燥炉	4以上	—	—	0.10	16	0.20	0 s	0.10	16	0.05	16	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、直接熱風乾燥炉に限る。		
			1～4	—	—	0.10	16	—	—	0.10	16	0.05	16			
			1未満	—	—	0.10	16	—	—	0.10	16	0.05	16			
	焼成炉	—	—	—	0.15	15	—	—	0.15	15	0.08	15				
24	鉛溶解炉		4以上	—	—	0.10	0 s	—	—	0.10	0 s	0.05	0 s			
			1～4	—	—	0.20	0 s	—	—	0.20	0 s	0.10	0 s			
			1未満	—	—	0.20	0 s	—	—	0.20	0 s	0.10	0 s			
25	鉛蓄電池製造用 溶解炉		4以上	—	—	0.10	0 s	—	—	0.10	0 s	0.05	0 s			
			1～4	—	—	0.15	0 s	—	—	0.15	0 s	0.08	0 s			
			1未満	—	—	0.15	0 s	—	—	0.15	0 s	0.08	0 s			
26	鉛系 顔 料 製 造 用	溶解炉	4以上	—	—	0.10	0 s	—	—	0.10	0 s	0.05	0 s	()内は、に鉛酸化物の製造の用に供するものに限る。		
			1～4	—	—	0.15	0 s	—	—	0.15	0 s	0.08	0 s			
			1未満	—	—	0.15	0 s	—	—	0.15	0 s	0.08	0 s			
	反射炉	—	—	—	0.10	0 s	—	—	0.10	0 s	0.05	0 s				
	反応炉 (硝酸鉛の製造の用に供するものは除く)	4以上	—	—	0.05	6	—	—	0.05	6	0.03	6				
		1～4	—	—	0.05	6	—	—	0.05	6	0.03	6				
		1未満	—	—	0.05	6	—	—	0.05	6	0.03	6				
28	コークス炉		—	—	—	0.15	7	—	—	0.15	7	0.10	7			
29	ガスタービン		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04	16	S63.2.1以降設置のものに適用 (非常用施設を除く)		
30	ディーゼル機関		—	—	—	—	—	—	—	—	0.08	13				
31	ガス機関		—	—	—	0.05	0	—	—	0.05	0	0.04 (0.05)	0	非常用施設を除く。 ()内は、S57.6.1～H3.1.31 までに設置されたものに適用		
32	ガソリン機関		—	—	—	0.05	0	—	—	0.05	0	0.04 (0.05)	0			

県条例施設の排出基準（県条例第6条、県条例施行規則第9条 別表第6付表第3）

(g/m)

項番号	施設名		設置年月日	
			～S46.9.30	S46.10.1～
1	ボイラー	液体燃料（黒液を除く）、ガスの専焼	0.30	0.20
		発熱量5000kcal/kg以下の石炭	0.80	0.40
		前2項以外のもの	0.40	0.20
2	ガス発生炉		0.60	0.40
	加熱炉		0.20	0.10
3	焙焼炉、焼結炉、煨焼炉		0.40	0.20
4	溶鉱炉（高炉）		0.10	0.05
	溶鉱炉（前項以外のもの）転炉（燃焼型）、平炉		0.40	0.20
	転炉（燃焼型を除く）		0.20	0.10
5	溶解炉		0.40	0.20
6	加熱炉			
7	加熱炉		0.20	0.10
8	触媒再生塔		0.60	0.40
9	燃焼炉		0.20	0.10
10	焼成炉	石灰焼成炉のうち土中釜	0.80	0.40
		石灰焼成炉のうち前項以外のもの	0.60	0.30
	熔融炉（るつぼ炉）		0.50	0.50
	焼成炉、熔融炉（前3項以外のもの）		0.40	0.20
11	反応炉、直火炉			
12	乾燥炉	骨材乾燥炉	0.80	0.40
		前項以外のもの	0.40	0.20
13	電気炉	合金鉄（珪素の含有率40%以上）製造用	0.60	0.30
		前項以外のもの	0.40	0.20
14	廃棄物焼却炉	連続炉	0.70	0.20
		前項以外のもの	0.70	0.40
15	付着油処理施設		0.40	0.20
16	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉（燃焼型）、溶解炉、乾燥炉			
	転炉（燃焼型を除く）		0.20	0.10
25	乾燥炉		0.40	0.20
26	溶解炉			
27	溶解炉			
28	溶解炉、反応炉			
32	熱処理施設（加熱炉）			

注 項番号とは、県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

オ 有害物質の規制（法第3条、県条例第6条）

(ア) 排出基準

a カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛の排出基準【法施設】（法第3条、法施行規則第5条）

項番号	施設名		排出基準 (mg/m ³)
9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの	硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	カドミウム 1.0
		ほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するもの	ふっ素 10
		酸化鉛を使用するもの	鉛 20
13	廃棄物焼却炉		塩化水素 700 (O ₂ 12%)
14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		カドミウム 1.0 鉛 10
	焼結炉、溶鋇炉		カドミウム 1.0 鉛 30
15	乾燥施設		カドミウム 1.0
16	塩素急速冷却施設、溶解槽、反応炉、塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		塩素 30
17			塩化水素 80
18			
20	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるもの		ふっ素 3.0
	電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		ふっ素 1.0
21	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの		ふっ素 15
	反応施設のうちで前項以外のもの		ふっ素 10
	濃縮施設		
	焼成炉		ふっ素 20
	溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの	電気炉	ふっ素 15
		平炉	ふっ素 20
溶解炉のうち前項以外のもの		ふっ素 10	
22	凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設		ふっ素 10
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉		
24	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		鉛 10
25			
26			

注 1 「カドミウム」とはカドミウム及びその化合物を、「ふっ素」とはふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素を、「鉛」とは鉛及びその化合物を示す。

2 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。

b 窒素酸化物の排出基準^{※1}【法施設】（法第3条、法施行規則第5条）

(ppm^{※2}) (その1)

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日									
					~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S59. 9. 10 ~	S62. 4. 1 ~		
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	~		
1 ボ イ ラ ー (小 型 ボ イ ラ ー は 除 く)	①	ガス専焼ボイラー	50 以上 10 ~ 50 4 ~ 10 1 ~ 4 1 未満	5	130	130	100	60	60					
					130	130	100	100	100					
					130	130	130	100	100					
					150	150	130	130	130					
					150	150	150	150	150					
		②	低品位炭(20,930.25kJ/kg以下)専焼ボイラー(天井バーナー燃焼方式)	50 以上 30 ~ 50 4 ~ 30 1 ~ 4 0.5 ~ 1 0.5 未満	6	480	300	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】			
				480		350	300	300	300					
		③	低品位炭(20,930.25kJ/kg以下)専焼ボイラー(火炉分割壁型放射過熱器を有するもので、MCR時の火炉熱発生率586,047kJ/m ³ 時以上)	50 以上 30 ~ 50 4 ~ 30 1 ~ 4 0.5 ~ 1 0.5 未満	6	550	300	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】			
		④	低品位炭(20,930.25kJ/kg以下)専焼ボイラー(その他)	50 以上 30 ~ 50 4 ~ 30 1 ~ 4 0.5 ~ 1 0.5 未満	6	480	300	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】			
						480	350	300	300	300				
		⑤	固体燃料燃焼ボイラー	70 以上 50 ~ 70 20 ~ 50 10 ~ 20 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 0.5 未満	6	400	300	300	300	300	300	300	200	
				420		300	300	300	300	300	300	250		
				420		350	300	300	300	300	300	250		
				450		350	300	300	300	300	300	250		
				450		350	300	300	300	300	300 ^{※3}	250 ^{※3}		
				450		380	350	350	350	350	350	300 ^{※4}		
				450		380	350	350	350	350	350	300 ^{※4}		
				480	480	480	380	380	350	350	300 ^{※4}			
	⑥	石炭専焼ボイラー(前面燃焼自然循環型、MCR時火炉熱発生率586,047kJ/m ³ 時以上)	20 ~ 25	6	450	350	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】				
	⑦	石炭燃焼ボイラー(接線型チルチングバーナー)	100 以上	6	430	350	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】				
	⑧	石炭専焼ボイラー(流動層燃焼)	1 ~ 4 0.5 ~ 1 0.5 未満	6	450	380	350	350	380	360	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】			
			450		380	350	350	390	360					
			480		480	480	380	380	360					

※1 熱源として電気を使用する施設を除く。

2 法で定められている基準の単位はcm³/m³(=ppm)である。

3 石炭燃焼用の散布式ストーカ型のもの(排出ガス量4万~10万m³/hでは、58.9.10以降設置のもの)は、当分の間320ppmとする。

4 当分の間、350ppmとする。

注1 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。

2 小型ボイラーとは、「伝熱面積10m²未満でバーナー燃料能力が重油換算50L/時以上のボイラー」をいう。

3 換算窒素酸化物濃度 = (測定窒素酸化物濃度) × $\frac{(21-0n)}{(21-測定酸素濃度)}$

4 On: 排出ガス中の標準の残存酸素濃度

Os: 排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は20%とする)

Onの欄のOsとある施設は、標準酸素濃度への換算(上記式の補正)を行わない。

5 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

(ppm) (その2)

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日								
					~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S59. 9. 10 ~	S62. 4. 1 ~	
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9 S52. 6. 18 ~ S52. 9. 9 液体燃焼小 型ボイラー ※1	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31		
1 ボ イ ラ ー (小 型 ボ イ ラ ー は 除 く)	⑨	固体燃料燃焼ボイラー (再熱再生抽気復水式自然循環型、MCR時837, 210kJ/m ² 以上58. 9. 10~59. 12. 31までに燃料転換)	50 ~ 70	6	420	420 (工事が完了した日から)	300	300	300	300	300	【⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行】	
	⑩	排煙脱硫処理施設付 液体燃焼ボイラー (原油タール100万m ³ /h未満)	50 ~ 100	4	210	180	150	【⑬の液体燃焼ボイラーに移行】 (附則「昭和54年8月2日総理府令第37号」参照)					
			10 ~ 50		210	180	150						
			4 ~ 10		280	180	150						
			1 ~ 4		280	280	150						
	1 未満	280	280	280									
	⑪	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑩以外)	50 以上	4	180	180	150	130	【⑬の液体燃焼ボイラーに移行】				
			10 ~ 50		190	180	150	150					
			4 ~ 10		250	180	150	150					
			1 ~ 4		250	250	150	150					
			1 未満		250 ^{※2}	250 ^{※2}	250 ^{※2}						
	⑫	排煙脱硫処理施設付 液体燃焼ボイラー (原油タールを除く。 100万m ³ /h未満)	4 ~ 100	4	210	180	150	【⑬の液体燃焼ボイラーに移行】					
			1 ~ 4		250	250	150						
1 未満			280		280	280							
⑬	液体燃焼ボイラー (⑩~⑫以外)	50 以上	4	180	180	150	130	130					
		10 ~ 50		190	180	150	150	150					
		4 ~ 10		190	180	150	150	150					
		1 ~ 4		230	230	150	150	150					
		1 未満		250 ^{※2}	250 ^{※2}	250 ^{※2}	180						

※1 液体燃焼小型ボイラーとは、排出ガス量が1万m³/時未満の液体燃焼ボイラーをいう。

2 水管、炉筒煙管ボイラーのうち、昭和52年9月9日までに設置された排出ガス量が0.5万m³/時未満の過負荷燃焼(燃焼室熱負荷が50万kcal/m²以上)の施設は適用除外。

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日		
					~60. 9. 9	S60. 9. 10~H2. 9. 9	H2. 9. 10~
1 小 型 ボ イ ラ ー ※	①	固体燃料燃焼小型ボイラー	—	6	当分の間、基準を適用しない。	350	350
	②	軽質液体燃料〔灯油、軽油、A重油〕を燃焼する小型ボイラー	—		当分の間、基準を適用しない。	当分の間、基準を適用しない。	当分の間、基準を適用しない。
	③	軽質液体燃料〔灯油、軽油、A重油〕以外の液体燃料を燃焼する小型ボイラー	—	4	当分の間、基準を適用しない。	300	260
	④	ガス専焼の小型ボイラー	—		当分の間、基準を適用しない。	当分の間、基準を適用しない。	当分の間、基準を適用しない。

※ 小型ボイラーとは、「伝熱面積10m²未満でバーナー燃料能力が重油換算50L/時以上のボイラー」をいう。

(ppm) (その3)

項 番号	細 番号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日							
					~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S59. 9. 10 ~	S62. 4. 1 ~
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	
2	①	ガス発生炉・加熱炉	—	7	170	170	170	170	150			
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	—	7	360	360	360	360	150			
3		ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1 以上	15	540	540	540	220	220			
			1 未満		540	540	540	540	220			
		焼結炉 (①以外のペレット焼成炉)	1 以上	15	300	300	300	220	220			
			1 未満		300	300	300	300	220			
	③	焼結炉 (①、②以外)	10 以上	15	260	260	260	220	220			
			1 ~ 10		270	270	270	220	220			
			1 未満		300	300	300	300	220			
	④	アルミナ製造用煨焼炉	1 以上	10	350	350	350	200	200			
1 未満			350		350	350	350	200				
⑤	煨焼炉 (④以外)	—	10	200	200	200	200	200				
⑥	焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220				
4		溶鉱炉		15	120	120	120	120	100			
5		金属溶解炉※		12	200	200	200	200	180			
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10 以上	11	200	200	100	100	100			
			4 ~ 10		200	200	150	150	150			
			1 ~ 4		200	200	150	150	150			
			0.5 ~ 1		200	200	200	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	②	鍛接鋼管用金属加熱 炉	10 以上	11	—	—	100	100	100			
			1 ~ 10		—	—	—	180	180			
			0.5 ~ 1		—	—	—	150	150			
			0.5 未満		—	—	—	180	180			
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10 以上	11	160	160	100	100	100			
			4 ~ 10		170	170	150	130	130			
			1 ~ 4		170	170	150	130	130			
			0.5 ~ 1		170	170	170	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	7	①	排煙脱硫処理施設付 石油加熱炉	4 以上	6	170	170	100	100	100		
1 ~ 4				180		170	150	130	130			
0.5 ~ 1				190		190	190	150	150			
0.5 未満				200		200	200	180	180			
②		エチレン分解炉	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1 ~ 4		180	180	150	130	130			
			0.5 ~ 1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
③		エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1 ~ 4		280	280	150	130	130			
			0.5 ~ 1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			

※ 金属溶解炉のうち、キューボラは適用されない。

(ppm) (その4)

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日								
					～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～	S58. 9. 10 ～	S59. 9. 10 ～	S62. 4. 1 ～	
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31		
7	④	エチレン独立加熱炉 、メタノール改質炉	10 以上	6	170	170	100	100	100				
			4 ～ 10		180	180	150	130	130				
			1 ～ 4		180	170	150	130	130				
			0.5～ 1		180	180	180	150	150				
			0.5 未満		200	200	200	180	180				
	⑤	エチレン独立加熱炉 、メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10 以上	6	170	170	100	100	100				
			4 ～ 10		430	430	100	100	100				
			1 ～ 4		180	180	150	130	130				
			0.5～ 1		180	180	180	150	150				
			0.5 未満		200	200	200	180	180				
	⑥	アンモニア改質炉	4 以上	6	170	170	100	100	100				
			1 ～ 4		180	170	150	130	130				
			0.5～ 1		180	180	180	150	150				
			0.5 未満		200	200	200	180	180				
	⑦	石油加熱炉 (①～⑥ 以外)	4 以上	6	170	170	100	100	100				
			1 ～ 4		180	170	150	130	130				
			0.5 ～ 1		180	180	180	150	150				
			0.5 未満		200	200	200	180	180				
	8		触媒再生塔	—	6	300	300	300	300	250			
	8-2		燃焼炉	—	8	300	300	300	300	250			
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼 ロータリーキルン)	—	15	300	300	300	300	250				
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10 以上	10	—	—	250	250	250				
			10 未満		—	—	—	350	350				
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10 以上	10	480	480	250	250	250				
			10 未満		480	480	480	350	350				
	④	耐火物原料、耐火レン ガ製造用焼成炉	—	18	450	450	450	450	400				
	⑤	板ガラス、ガラス繊維 製造用熔融炉	—	15	400	400	400	400	360				
	⑥	フリット、光学ガラス 、電気ガラス製造用溶 融炉 (専ら酸素を用い て燃焼) 注	—	0s	800	800	800	800	—				
			—	16	—	—	—	—	800注				
⑦	フリット、光学ガラ ス、電気ガラス製造 用熔融炉 (⑥以外)	—	16	900	900	900	900	800					
⑧	その他ガラス製造用 熔融炉	—	15	500	500	500	500	450					
⑨	その他焼成炉、熔融炉	—	15	200	200	200	200	180					
10	①	反応炉、直火炉 (② 、③以外)	—	6	200	200	200	200	180				
	②	硫酸カリウム製造用 反応炉	—	6	250	250	250	250	180				
	③	硫酸製造用反応炉 (NOx 触媒)	—	15	700	700	700	700	—				
—			6	—	—	—	—	180					

注 専ら酸素を用いて燃焼を行う施設は、下記式を用いる。

$$\text{換算窒素酸化物濃度} = (\text{測定窒素酸化物濃度}) \times \frac{(21 - O_n)}{(21 - \text{測定酸素濃度})} \times \frac{1}{4}$$

(ppm) (その5)

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス量 (万m ³ /h)	0n (%)	設 置 年 月 日										
					～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～	S58. 9. 10 ～	S59. 9. 10 ～	S62. 4. 1 ～			
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31				
11		乾燥炉	—	16	250	250	250	250		230					
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	12	900	900	900	450		450					
			4 未満	12	900	900	900	900		450					
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) ※	4 以上	12	300	300	300	250		250					
			4 未満	12	900	900	900	900		700					
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	4 以上	12	300	300	300	250		250					
4 未満			12	300	300	300	300		250						
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12	—	—	—	250		250					
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	—	14	250	250	250	250		220					
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉	—	15	300	300	300	300		220					
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鋳炉 (④、⑤以外)	—	15	120	120	120	120		100					
	④	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち鋅滓処理炉 (石炭又はコークスを燃料及び還元剤とするもの)	—	15	450	450	450	450		450					
	⑤	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち立型蒸溜炉	—	15	230	230	230	230		100					
	⑥	溶解炉 (⑦～⑨以外)	—	12	200	200	200	200		180					
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	—	12	330	330	330	330		330					
	⑧	亜鉛精錬用溶解炉のうち亜鉛・カドミウム精溜炉 (LPG、COG燃焼)	—	12	200	200	200	200		180					
	⑨	亜鉛精錬用溶解炉のうち回転式亜鉛滓処理炉	—	12	200	200	200	200		180					
		⑩	乾燥炉	—	16	200	200	200	200		180				
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200	200	200	200		180					
21	①	りん等製造用焼成炉	—	15	200	200	200	200		180					
	②	りん等製造用溶解炉	—	15	650	650	650	650		600					
23	①	トリポリりん酸ナトリウム製造用焼成炉	—	15	200	200	200	200		180					
	②	トリポリりん酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	16	200	200	200	200		180					
24		鉛二次精錬等用溶解炉	—	12	200	200	200	200		180					
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	—	12	200	200	200	200		180					
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉 (②を除く)	—	12	200	200	200	200		180					
	②	鉛酸化物製造用溶解炉	—	0s	200	200	200	200		180					
	③	反射炉	—	15	200	200	200	200		180					
	④	反応炉 (⑤を除く)	—	6	200	200	200	200		180					
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	—	0s	200	200	200	200		180					

※ 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

項 番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類	排出ガス 量 (万m ³ /h)	On (%)	設 置 年 月 日									
					～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～	S63. 2. 1 ～	H 1. 8. 1 ～	H 3. 2. 1 ～	H 6. 2. 1 ～	
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S63. 1. 31	H 1. 7. 31	H3. 1. 31	H 6. 1. 31		
27		硝酸製造施設	—	0s	200	200	200	200	200					
28	①	コークス炉 (オートー式)	10以上	7	—	—	200	170	170					
			10未満		—	—	—	170	170					
	②	コークス炉 (①以外)	10以上	7	350	350	200	170	170					
			10未満		350	350	350	170	170					
29	①	ガスタービン (ガス専焼) (非常用を除く)	4.5以上	16	当分の間適用猶予					70				
			4.5未満		当分の間適用猶予					90	70			
	②	ガスタービン (液体燃焼) (非常用を除く)	4.5以上	16	当分の間適用猶予					100		70		
			4.5未満		当分の間適用猶予					120	100	70		
30		ディーゼル機関 (非常用を除く)	シリンダー内径 400mm以上	13	当分の間適用猶予					1600	1400	1200		
			シリンダー内径 400mm未満		当分の間適用猶予					950				
31		ガス機関 (非常用を除く)	—	0	2000 (H5. 2. 1から適用)					2000		1000	600	
32		ガソリン機関 (非常用を除く)	—	0	2000 (H5. 2. 1から適用)					2000		1000	600	

c カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛等の排出基準【県条例施設】

(県条例第6条、県条例施行規則第9条)

(その1)

項番号	ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³)	
10	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの	硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	カドミウム	1.0
		ほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するもの	ふっ素	10
		酸化鉛を使用するもの	鉛	20
13	電気炉（製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するもの）		カドミウム	0.4
			鉛	4.0
16	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		カドミウム	1.0
			鉛	10
16	焼結炉、溶鋳炉		カドミウム	1.0
			鉛	30
17	乾燥施設		カドミウム	1.0
18	塩素急速冷却装置、溶解槽、反応炉、塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		塩素	30
19			塩化水素	80
20				
21				
22	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるもの		ふっ素	3.0
	電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		ふっ素	1.0
23	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの		ふっ素	15
	反応施設のうち前項以外のもの及び濃縮施設		ふっ素	10
	焼成炉		ふっ素	20
	溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの	電気炉	ふっ素	15
		平炉	ふっ素	20
溶解炉のうち前項以外のもの		ふっ素	10	
24	凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設		ふっ素	10
25	反応施設、乾燥炉、焼成炉			
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		鉛	10
27				
28				
29	コークス炉		ベンゼン	60
30	製膜施設、製糸施設		硫化水素	75
			二硫化炭素	1,350
31	蒸解施設、濃縮施設、薬品回収施設		硫化水素	75
32	熱処理施設		シアン及びシアン化合物がシアン化水素として	6.0
33	蒸絨施設、乾燥施設		ホルムアルデヒド	7.0
34				

注1 「カドミウム」とはカドミウム及びその化合物を、「ふっ素」とはふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素を、「鉛」とは鉛及びその化合物を示す。

2 項番号とは、県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

(その2)

項番号	施設名	排出基準 (mg/m ³ 25℃ 1気圧) ※ () 内は ppm 換算値
35	イ 塗料製造用混合施設、溶解施設、調整施設	ベンゼン 160 (50)
	ロ 接着剤製造用反応施設、混合施設、溶解施設、調整施設	トルエン 380 (100)
	ハ 接着テープ・フィルム製造用混合施設、溶解施設、乾燥施設、焼付施設	キシレン 650 (150)
		ノルマルヘキサン 350 (100)
	ニ ゴム・ゴム製品製造用吹付け塗装施設、乾燥施設	シクロヘキサン 520 (150)
	ホ 油脂・油脂製品製造用抽出施設、蒸溜施設	トリクロロエチレン 540 (100)
	ヘ 金属の表面加工用脱脂施設	テトラクロロエチレン 680 (100)
	ト 上記以外の化学工業品又は石油製品製造用蒸発施設、濃縮施設、混合施設、溶解施設	メチルアルコール 260 (200) 酢酸エチルエステル 1,440 (400) 酢酸ブチルエステル 950 (200) メチルエチルケトン 590 (200)
項番号	施設名	排出基準 (mg/m ³)
36	カプロラクタム製造用ベンゼン処理施設	ベンゼン 30 (9)
37	輸送用機械器具製造用塗装用乾燥施設	ホルムアルデヒド 30 (22)
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂、尿素系樹脂の製造用反応施設、乾燥施設	
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	
40	鋳造用シェルモールド中子造型施設	
41	繊維製品製造用塗工コーター施設	トリクロロエチレン 300 (51)
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	テトラクロロエチレン 300 (41)
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	ジクロロメタン 200 (53)
45	ウレタン製造用発泡施設	
46	接着剤塗布施設	
47	偏光フィルム製造用延伸施設	アクリロニトリル 90 (42)
48	ウレタンフォーム原料製造用反応施設、蒸発施設	
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂製造用反応施設、蒸発施設	酸化エチレン 90 (50)
50	エチレンカーボネイト製造用反応施設	
51	滅菌施設 (医療業で使用するものは除く)	

注1 項番号 35 については、2 種類以上の物質を排出する場合は次式に適合する量

$$\frac{D a + D b + \dots + D z}{S m} \leq 1$$

D a : a 物質の量 (cm³/m³)、D b : b 物質の量 (cm³/m³) … D z : z 物質の量 (cm³/m³)

S m : a 物質、b 物質又は z 物質の規制基準として定められた量を容量比に換算した最大の量 (cm³/m³)

2 ppm 換算は以下の式による。

$$V = n R T / P$$

V : 容量 (L)、n : 物質質量 (mol)、R : 8.31×10³ (定数)、T : 絶対温度、P : 圧力

(ベンゼンの場合)

$$V = \{ (160 * 10^{-3} * / 78) * 8.31 * 10^3 * 298 \} / 101.3 * 10^3 = 50.14 \rightarrow 50 \text{ ppm}$$

(イ) 指定物質（法附則第9項）

a 指定物質（法附則第9項、法施行令附則第3項）

- ① ベンゼン
- ② トリクロロエチレン
- ③ テトラクロロエチレン

b 指定物質抑制基準（法附則第9項、法施行令附則第4項、告示第5、6号）

項 番 号	指定 物質	指定物質排出施設	施設の種類	施設の規模 (排ガス量 $\text{m}^3/\text{時}$) 又は 対象物質	指定物質抑制基準 (mg/m^3)	
					施設の設置年月日	
					H9.3.31以前	H9.4.1以後
1		ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000 $\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの	3,000 ($\text{m}^3/\text{時}$) 以上	100	50
				1,000~3,000 ($\text{m}^3/\text{時}$)	200	100
2	ベ ン ゼ ン	原料の処理能力が20 t/日以上のコークス炉	平成9年4月1日以前に設置されている施設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。	—	100	100
3		ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	1,000 ($\text{m}^3/\text{時}$)以上	200	100
4		ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。	—	100	50
5		ベンゼンの貯蔵タンクであって容量が500 kL以上のもの	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。以下同じ。	平成9年4月1日以前に設置されている施設については1,000 kL以上	1,500	600
6		ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力1 t/時以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。	3,000 ($\text{m}^3/\text{時}$)以上	100	50
				1,000~3,000 ($\text{m}^3/\text{時}$)	200	100
7		トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000 $\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの。	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
8	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量5 kL以上のもの（密閉式のものを除く）。	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
9		トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く）。	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの。	トリクロロエチレン	300	150
				テトラクロロエチレン	300	150
10		トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く）であってトリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3 m^2 以上のもの。	トリクロロエチレン等により洗浄するもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
11	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が30kg/回以上のもの。	密閉式のものを除く。	テトラクロロエチレン	500	300

注 項番号とは、法施行令附則別表の項番号をいう。

(ウ) 窒素酸化物に係る指導

a 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領（愛知県・平成18年4月1日施行）

指導対象 工場・ 事業場	指導対象 施設	指導内容	
		新増設施設 [昭和58年6月15日以後に設置される ばい煙発生施設]	既設施設 [昭和58年6月15日以前に設置 されるばい煙発生施設]
大気指定 工場等	法第2条 第2項に 規定する ばい煙発 生施設	1 法施行規則第五条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第五条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない

注 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG又はLPGを専焼するボイラーについては指導の対象外とする。

b 低 NOx 型小型燃焼機器普及促進指針（平成15年9月30日名古屋告示第411号、平成30年2月23日名古屋告示第100号最終改正）

1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第24条第3項の規定に基づき、窒素酸化物の排出量が少ないと認められる低 NOx 型小型燃焼機器（下表に示すものをいう。以下同じ。）について必要な事項を定め、低 NOx 型小型燃焼機器の普及を促進し、大気中への窒素酸化物の排出を抑制することを目的とする。

2 普及促進等

- (1) 市は、対象機器を設置しようとする者に対し、低 NOx 型小型燃焼機器の設置を要請する。
- (2) 市は、対象機器を製造又は販売する者に対し、低 NOx 型小型燃焼機器の開発、製造及び普及について協力を要請する。
- (3) 市は、対象機器を製造、販売する者に対し、カタログ等にその旨を表示するよう要請するものとする。
- (4) 市は、対象機器への更新を支援するものとし、普及促進のための各種の啓発事業を行うものとする。
- (5) 市の施設は、率先して低 NOx 型機器を採用するものとする。

種類	規模	排出ガス中の窒素酸化物濃度（ppm）		
		ガス	灯油	A重油
業務用小型ボイラー	伝熱面積が10㎡未満	50以下	80以下	100以下
吸収式冷温水発生機	伝熱面積が10㎡未満	60以下	80以下	100以下
家庭用ガス給湯器のうち以下もの ガス瞬間形湯沸器（先止式） ガス温水給湯暖房機（給湯機部分） ガス給湯機付きふろがま（給湯機部分）		60以下	—	—
ガス機関（GHPに用いられるもの以外）	燃料の燃焼能力が重油換算で10L/時未満	300以下	—	—
ガスヒートポンプ（GHP）	燃料の燃焼能力が重油換算で10L/時未満	100以下	—	—

注 1 重油換算は、液体燃料 10L、ガス燃料 16 m³、固体燃料 16 kg を 10L に換算することをいう。

2 ガスとは都市ガス 13A 及び LPG を意味する。

3 窒素酸化物濃度は、酸素濃度 0%換算時の値とする。

4 ガス機関（GHPに用いられるもの以外）のガイドライン値は出荷時の NOx 濃度を対象とする。

5 ガスヒートポンプのガイドライン値は、JIS B 8627 附属書 H に規定する試験方法で試験した結果から算出した 12 モード値とする。

カ ばい煙に係る施設の基準（県条例第24条、県条例施行規則第22条別表第11）

項番号	施設名	対象規模	基準
1	金属の精製又は鑄造用の溶解炉（炉床非伝導式直接弧光炉に限る。）	変圧器の定格容量 200kVA以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	乾燥炉 （骨材乾燥炉に限る。）	バーナーの燃料の焼却能力が重油換算 50L/時以上	ろ過式集じん装置若しくは高性能湿式集じん装置の設置、又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	電気炉（製鋼又は合金鉄の製造用に限る。）	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注 1 項番号とは、県条例施行規則別表第11の項番号をいう。

2 ろ過式集じん装置とは、バグフィルターをいい、高性能湿式集じん装置とは、主にベンチュリースクラバー又はジェットスクラバー等をいう。

キ ばい煙の測定（法第16条、県条例第23条、市条例第23条）

区分 物質	法対象施設		県条例対象施設		市条例対象施設 法・県条例対象施設の場合は、左の列を適用する。	
	ばい煙発生施設の区分	測定時期	ばい煙発生施設の区分	測定時期		
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	(硫黄酸化物に係る全施設・・・燃料中の硫黄含有率) 義務ではないが、基準遵守及びSOx排出量把握のために、燃料中の硫黄分の確認等実施すること。		—	
	上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に設置されている施設	常時				
	(硫黄酸化物に係る全施設・・・燃料中の硫黄含有率) 右記参照					
ばいじん	ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関	5年に1回以上	ばいじんに係る全施設	5年に1回以上 (リングルマン濃度表を用いる場合は、7日を超えない作業期間ごとに1回以上)	—	
	燃料電池用改質器					
	廃棄物焼却炉	焼却能力が4t/時以上 ----- 焼却能力が4t/時未満*		2月を超えない作業期間ごとに1回以上 ----- 年2回以上		年1回以上 (リングルマン濃度表を用いる場合は、7日を超えない作業期間ごとに1回以上)
	その他の施設	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設 ----- 排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設*		2月を超えない作業期間ごとに1回以上 ----- 年2回以上		
窒素酸化物	大気規制工場	燃料電池用改質器	5年に1回以上	法と同じ	法と同じ	法と同じ (但し、小型ボイラーも対象)
		その他の施設	排出ガス量が2万m ³ /時以上の施設 ----- 排出ガス量が2万m ³ /時未満の施設*			
	大気規制工場以外	燃料電池用改質器	5年に1回以上	—	—	—
		その他の施設	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設 ----- 排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設*			
有害物質 (窒素酸化物除く)	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	—	
	排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設*	年2回以上	排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設	年2回以上 (検知管法による場合は月1回以上)		
記録の保存	測定した結果は、3年間保存する。(大気汚染防止法及び県条例は、罰則あり)					

※ 6月/年以上継続休止する季節稼働施設等については、1回/年以上とする。

注 1 市条例に基づく測定頻度又は方法が困難と認められる場合は、別途協議するものとする。

2 当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、測定の対象とはしない。

3 「ばい煙排出者の自主的な取り組みにより、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではない。」とされている。

4 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

(2) 揮発性有機化合物（VOC）

ア 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準（法第2条第5項、法第17条の4、法施行令第2条の3）

項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類 (VOC排出施設)	対象規模等		排出基準 (ppmC)	
				施設の設置年月日	
				～H18.3.31	H18.4.1～
一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの		600	
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供するもの	700	400
			前項に掲げる以外のもの	700	
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000	
			前項に掲げる以外のもの	600	
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの		1,400	
五	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの		1,400	
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの		400	
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの		700	
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの		400	
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上2,000kL未満のもの		猶予	60,000
		容量が2,000kL以上のもの		60,000	

- 注 1 揮発性有機化合物とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質（メタン・フロン類）を除く。）をいう。（法第2条第4項）
- 2 「ppmC」とは、ppmにその物質の炭素数を乗じて算出（例 トルエン 100ppmであれば炭素数7であるので100×7=700ppmC）
- 3 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 4 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ、VOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものをいう。
- 5 「項番号」は、法施行令別表第1の2の項番号をいう。
- 6 VOC排出施設は、VOC（主な物質はP37、含有率が1%を超えるもの）を溶剤等で使用している施設をいう。
- 7 VOC排出施設に係るVOC濃度測定は、平成17年環境省告示第61号に定める方法により年1回以上行い、その記録（測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定方法並びに施設の使用状況）は3年間保存しなければならない。

イ 法（VOC施設）と県条例の関連施設（目安）

項	法（VOC施設）			県 条 例			
	施設の種類の	対象規模等	基準	規制対象施設	対象規模	基準	
一	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機能力 3,000m ³ /時以上	600 (ppmC)	ばい煙	35 ^ハ 接着テープ [°] 又はフィルム の製造用乾燥施設及び 焼付施設	すべてのもの	ベンゼン 50ppm (300ppmC) トルエン 100ppm (700ppmC) キシレン 150ppm (1200ppmC)
					38 フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造用乾燥施設	※2	ホルマリン [°] 100ppm (600ppmC) シクロヘキサン 150ppm (900ppmC) トリクロロエチレン 100ppm (200ppmC)
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機能力 100,000m ³ /時以上	既設 ^{※1} 700 (ppmC) 新設 ^{※1} 400 (ppmC)	ばい煙	35 ^ニ ゴム又はゴム製品製造用塗装施設及び乾燥施設	すべてのもの	テトラクロロエチレン 100ppm (200ppmC) メチルアルコール 200ppm (200ppmC) 酢酸エチルエステル 400ppm (1600ppmC) 酢酸ブチルエステル 200ppm (1200ppmC) メチルエチルケトン 200ppm (800ppmC) (25℃ 1気圧) (★)
					37 輸送用機械器具製造用塗装用乾燥施設	※2	ホルムアルデヒド [°] 22ppm (22ppmC)
三	塗装の用に供する乾燥施設	送風機能力 10,000m ³ /時以上	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの 前項以外の施設	1,000 (ppmC) 600 (ppmC)	39 研磨布紙製造用塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの	構造基準 [P46参照]
						8 吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上
四	印刷回路用銅張積層板等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 5,000m ³ /時以上	1,400 (ppmC)	ばい煙	35 ^ハ 接着テープ [°] 又はフィルム製造用乾燥施設及び焼付施設	すべてのもの	上記 (★) 参照
五	接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 15,000m ³ /時以上	1,400 (ppmC)		41 繊維製品製造用塗工コーター施設	すべてのもの	トリクロロエチレン 51ppm (102ppmC)
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	送風機能力 7,000m ³ /時以上	400 (ppmC)	規制なし			
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	送風機能力 27,000m ³ /時以上	700 (ppmC)				
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	洗浄剤が空気に接する面の面積 5m ² 以上	400 (ppmC)	ばい煙	35 ^ハ 金属の表面加工用脱脂施設	すべてのもの	上記 (★) 参照
					42 トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積3m ² 以上	トリクロロエチレン 51ppm (102ppmC)
					43 テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積3m ² 以上	テトラクロロエチレン 41ppm (82ppmC)
					44 ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積0.5m ² 以上	ジクロロメタン 53ppm (53ppmC)
九	ガソリン、原油等の内容物の貯蔵タンク	容量が1,000kL以上 2,000kL未満	60,000 (ppmC) (既設 ^{※1})	炭化水素	1 原油、ガソリン、有機溶剤等の貯蔵施設	貯蔵能力 1,000kL以上	構造基準 [P38参照]
		容量が 2,000kL以上のもの	60,000 (ppmC)		3 ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設	貯蔵能力 10kL以上	構造基準 [P38参照]

※1 既設：平成18年3月31日以前に設置、新設：平成18年4月1日以降に設置

※2 ボイラーの燃焼能力が重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量 200kVA以上の乾燥炉又は伝熱面積 10m²以上若しくはボイラーの燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーから熱源を供給されたものをいう。

注1 各乾燥施設の関連施設には、法及び県のばい煙の「乾燥炉」がある。

2 規制対象施設の欄の「ばい煙」とは「ばい煙発生施設」、「粉じん」とは「粉じん発生施設」、「炭化水素」とは「炭化水素系物質発生施設」をいう。

ウ VOC（揮発性有機化合物）に該当する主な物質

1	トルエン	34	エチルシクロヘキサン	68	アクリロニトリル
2	キシレン	35	テトラリン	69	テトラヒドロフラン
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	36	メチルアミルケトン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル
4	酢酸エチル	37	メチルn-ブチルケトン		
5	デカン	38	クロロメタン	71	n-プロピルブロマイド
6	メタノール	39	ベンジルアルコール	72	メタクリル酸メチル
7	ジクロロメタン	40	シクロペンタノン	73	1,3-ブタジエン
8	メチルエチルケトン	41	2-メチル-1-ブテン	74	1,1-ジクロロエチレン
9	n-ブタン	42	n-ヘプタン	75	2,4-ジメチルペンタン
10	イソブタン	43	ビスシクロヘキシル	76	酸化プロピレン
11	トリクロロエチレン	44	N,N-ジメチルホルムアミド	77	クロロホルム
12	イソプロピルアルコール	45	trans-2-ペンテン	78	臭化メチル
13	酢酸ブチル	46	cis-2-ペンテン	79	ジペンテン
14	アセトン	47	スチレン	80	1-ヘプテン
15	メチルイソブチルケトン	48	N-メチル-2-ピロリドン	81	1,4-ジオキサン
16	ブチルセロソルブ	49	エチルセロソルブアセテート	82	アセトニトリル
17	n-ヘキサン	50	ベンゼン	83	塩化アリル
18	n-ブタノール	51	イソホロン	84	アクリル酸
19	n-ペンタン	52	シクロヘキサノン	85	イソプレン
20	cis-2-ブテン	53	エタノール	86	アセトアルデヒド
21	イソブタノール	54	メチルシクロペンタン	87	1,2-ジクロロプロパン
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	55	酢酸ビニル	88	メチルセロソルブアセテート
23	テトラクロロエチレン	56	3-メチルヘキサン	89	エチレンオキシド
24	シクロヘキサン	57	2,3-ジメチルブタン	90	o-ジクロロベンゼン
25	酢酸プロピル	58	2,2-ジメチルブタン	91	クロロベンゼン
26	trans-2-ブテン	59	メチルシクロヘキサン	92	ギ酸メチル
27	エチルセロソルブ	60	イソプロピルセロソルブ	93	トリエチルアミン
28	ウンデカン	61	1,2-ジクロロエタン	94	3-メチルヘプタン
29	ノナン	62	塩化ビニル	95	フェノール
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	63	テトラフルオロエチレン	96	ナフタレン
		64	エチルベンゼン	97	アクリル酸メチル
31	2-メチルペンタン	65	クメン	98	シクロヘキシルアミン
32	エチレングリコール	66	クロロエタン	99	ホルムアルデヒド
33	2-メチル-2-ブテン	67	トリクロロエタン	100	エピクロロヒドリン

環境省通知〔環管大発第 050617001 号（平成 17 年 6 月 17 日付）〕から抜粋

エ 炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準

(県条例第16条、県条例施行規則第6条、第20条)

項番号	炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）の貯蔵施設（次項に掲げるものは除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る。）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kL以上であること	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 浮屋根型の施設であること。</p> <p>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p> <p>2 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること。</p>
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kL以上であること	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p> <p>2 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。</p>
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（第1項に掲げる施設は除く。）	貯蔵能力が10kL以上であること。	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 浮屋根型の施設であること。</p> <p>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されていること。</p> <p>2 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること。</p> <p>ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。</p>

注 1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。

2 項番号とは、県条例施行規則別表第3の項番号をいう。

(3) 粉じん（法第2条、県条例第2条）

ア 特定粉じん（石綿）（法第2条第8項）

(7) 特定粉じん発生施設（法第2条第10項、法施行令第3条の2）

項番号	特定粉じん発生施設	対 象 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kW以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	
備考 この表の第2欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

注1 項番号とは、法施行令別表第2の2の項番号をいう。

2 特定粉じんとは、石綿をいう。

(4) 特定粉じん発生施設の規制基準及び濃度の測定

（法第18条の5、法第18条の10、法第18条の12、法施行規則第16条の2、法施行規則第16条の3）

項 目	内 容
規制基準 （敷地境界）	1リットルにつき10本 （工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度）
測定方法	平成元年環境庁告示第93号に定める方法
測定時期	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
記録の保存	3年間保存する。

注 常時使用する従業員の数が20人以下の工場は、当分の間測定を行わないことができる。

【大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（平成元年12月27日）】

(ウ) 特定粉じん排出等作業（法第2条第11項、第18条の17、法施行令第3条の3及び4）

a 特定建築材料

		具体例	
特定建築材料	特定粉じんを多量に発生する等の原因となる 特定建築材料	①吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有ひる石吹付け材 ・石綿含有パーライト吹付け材
		②石綿を含有する ^{※1} 断熱材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根用折版裏断熱材 ・煙突用断熱材
		③石綿を含有する ^{※1} 保温材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・石綿含有けいそう土保温材 ・石綿含有パーライト保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・石綿含有ひる石保温材 ・石綿含有水練り保温材
		④石綿を含有する ^{※1} 耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種 ・石綿含有耐火被覆塗材
	⑤上記以外の特定建築材料 ○石綿含有成形板 ○石綿含有仕上塗材 （施工方法によらない） ○その他石綿を含有する全ての建築材料	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有スレートボード ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有押出成形セメント板 ・石綿含有ビニル床タイル ・石綿含有石膏ボード ・石綿セメント管 	

注1 「石綿を含有する」とは、石綿を意図的に含有させたもの、又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%重量を超えることをいう。

b 特定粉じん排出等作業の種類

項番号	特定粉じん排出等作業
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

注1 建築物等とは建築物その他の工作物をいう。

2 当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。（例：配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業（飛散の可能性のある場合は届出対象））

3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を特定工事といいます。

(エ) 事前調査（法第 18 条の 15、法施行規則第 16 の 5～10）

義務	工事の受注者（または自主施工者）が負う。
調査項目	当該解体等工事が特定工事に該当するか否か
調査方法	設計図書等の書面調査及び特定建築材料の有無の目視調査
説明方法及び時期	方法：受注者が発注者に書面を交付して説明する。 時期：当該工事の開始日までに行う。（特定工事に該当する場合は、作業開始の日の 14 日前まで）
説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査の終了年月日 ・ 事前調査の方法 ・ 事前調査の結果 ● 《当該工事が特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》 ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積 ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法 ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ● 《さらに当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》 ・ 作業方法として、大気汚染防止法第 18 条の 19 に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由 ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
記録	<p>記録の保存時期：3 年間</p> <p>記録する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 解体等工事の場所 ・ 事前調査を終了した年月日 ・ 事前調査の方法 ・ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 ・ 解体等工事の名称及び概要 ・ 解体等工事に係る建築物等の概要 ・ 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 ・ 分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 ・ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあってはその旨）及び該当しないときは、その根拠の概要
掲示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事の場所において公衆に見やすいように掲示する。 ・ 掲示板を設けることにより行う。 ・ 大きさは、日本産業規格 A3 用紙以上（長さ 42.0 cm、幅 29.7 cm 以上又は長さ 29.7 cm、幅 42.0 cm 以上）
掲示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 事前調査の終了年月日 ・ 事前調査の方法 ・ 事前調査の結果

(オ) 特定粉じん排出等作業の作業基準（法第 18 条の 14、法施行規則第 16 条の 4、別表第 7）

a 作業計画の作成

記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 特定工事の場所 ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法 ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
------	---

b 掲示板の掲示

掲示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事の場所において公衆に見やすいように掲示する。 ・ 掲示板を設けることにより行う。 ・ 大きさは、日本産業規格A3用紙以上（長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上）
掲示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・ 特定粉じん排出等作業の方法 ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 <p>《当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の項目も掲示が必要です》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出年月日及び届出先
その他	他法令等に基づく掲示に追記する形式でも可

c 作業の方法

1	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

4	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種）にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする</p>

(注) 「囲い込み等」とは、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること（囲い込み）や、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること（封じ込め）をいいます。

イ 一般粉じん（法第2条第8項）及び粉じん（県条例第2条）

（ア）一般粉じん発生施設（法第2条第9項、法施行令第3条）及び粉じん発生施設（県条例第2条第1項第6号、県条例施行規則第5条）

項番号		一般粉じん発生施設（法） 粉じん発生施設（県条例）	対象規模	
法	県条例		法	県条例
1	1	コークス炉	原料の処理能力 50t/日以上	同左 20t/日以上
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積 1,000㎡以上	—
—	2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）、土石又はチップの堆積場	—	面積 500㎡以上
3	—	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 75cm以上 又は バケットの内容積 0.03m ³ 以上	—
—	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	—	ベルトの幅 50cm以上 又は バケットの内容積 0.01m ³ 以上
4	—	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 75kW以上	—
—	4	破砕機、粉碎機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	—	原動機の定格出力 破砕機、摩砕機 15kW以上 粉碎機、研磨機 3.75kW以上
5	—	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 15kW以上	—
—	5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 7.5kW以上
—	6	打綿機及び混打綿機	—	原動機の定格出力 5kW以上
—	7	チップパー及び碎木機	—	原動機の定格出力 15kW以上
—	8	吹付け塗装機	—	吹付け能力 30 L/時以上

注 1 項番号とは、法では法施行令別表第2の項番号、県条例では県条例施行規則別表第2の項番号をいう。

2 規制対象となる一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設は、法では工場・事業場に設置されるものである。また、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同条第10項に規定する特定粉じん発生施設及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される粉じん発生施設を除く。

(イ) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(法第18条の3、法施行規則第16条)

粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(県条例第16条、県条例施行規則第20条)

項番号		施設名		構造並びに使用及び管理に関する基準	
法	県条例	法	県条例	法	県条例
1		コークス炉		1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じん(粉じん)を処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。	
2		鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ)、 以下同じ)、 土石、チップの堆積場	鉱物(コークスを含む。以下同じ)、 土石、チップの堆積場	一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある鉱物又は土石(鉱物、土石又はチップ)を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
3		鉱物、土石、セメント用ベルトコンベア、バケットコンベア	鉱物、土石、セメント、チップ、穀物用ベルトコンベア、バケットコンベア	一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメント(鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物)を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
4		鉱物、岩石、セメント用砕機・摩砕機	破碎機、粉砕機、摩砕機、研磨機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。	
5		鉱物、岩石、セメント用ふるい	ふるい	5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
-	6	-	打綿機、混打綿機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。	
-	7	-	チッパー、碎木機	2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
-	8	-	吹付け塗装機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 集じん機が設置されていること。 3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	

注()内は、県条例の場合。

(4) 水銀等（水銀及びその化合物）（法第2条第13項） 施行日：平成30年4月1日

ア 水銀排出施設及び排出基準（法施行令第3条の5、施行規則第5条の2、別表第3の3）

項 番 号 ※1	施設の種類		施設の使用用途等	規制対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)	O _n (%)	排出基準※2 (μg/m ³)		備考 ※3
						新設	既設	
1	石炭燃焼ボイラー	①小型石炭混焼ボイラー	燃焼能力10万L/時未満 (石炭専焼を除く)	重油換算 50L/時以上	6	10	15	1
2		②石炭ボイラー (上記を除く。)				燃焼能力10万L/時以上 又は石炭専焼	8	
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（③を除く。)	金属精錬用 (銅又は金を精錬するものに限る。)	原料処理能力 1t/時以上	0 _s	15	30	3・4
		②溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び③を除く。)	金属の精錬用 (銅又は金を精錬するものに限る。)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5㎡以上 又は 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上	0 _s	15	30	5
		③焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	銅の精錬用	原料処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5㎡以上 又は 羽口面断面積 0.2㎡以上 又は 重油換算 20L/時以上	0 _s	15	30	14
4	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（③を除く。)	金属精錬用 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料処理能力 1t/時以上	0 _s	30	50	3・4
		②溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び③を除く。)	金属の精錬用 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5㎡以上 又は 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上	0 _s	30	50	5
		③焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	鉛又は亜鉛の精錬用	原料処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5㎡以上 又は 羽口面断面積 0.2㎡以上 又は 重油換算 20L/時以上	0 _s	30	50	14

※1 項番号とは、法施行規則別表第3の3の項番号をいう。

2 既設：平成30年3月31日以前に設置、新設：平成30年4月1日以降に設置。

ただし既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

3 対応する法施行令別表第1の項番号を示す。

注1 重油換算とは、液体燃料10L、ガス燃料16m³、固体燃料16kgを重油10Lに換算することをいう。

$$2 \text{ 換算水銀濃度} = (\text{測定水銀濃度}) \times \frac{(21 - O_n)}{(21 - \text{測定酸素濃度})}$$

O_n：排出ガス中の標準酸素濃度、0_s：排出ガス中の酸素濃度（20%を超える場合は20%とする。）

O_nの欄に「0_s」とある施設は、標準酸素濃度への換算（上記式の補正）は行わない。

熱源として、電気を使用する施設については、標準酸素濃度補正は行わない。

項 番 号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)	On (%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		備考 ※5	
					新規	既設		
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程(二次施設)	①焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(③及び⑤を除く。)	金属の精錬用 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料処理能力 1 t/時以上	0s	100	400	3・4
		②溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに③、④及び⑤を除く。)	金属の精錬用 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	火格子面積 又は 羽口面断面積 又は 重油換算 又は 変圧器定格容量 1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50L/時以上 200kVA 以上	0s	100	400	5
		③焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)、及び乾燥炉(⑤を除く。)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	原料処理能力 又は 火格子面積 又は 羽口面断面積 又は 重油換算 0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20L/時以上	0s	100	400	14
		④溶解炉	鉛の二次精錬用(鉛合金の製造を含まない。)	重油換算 変圧器定格容量 10L/時以上 40kVA 以上	0s	100	400	24
		⑤焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	亜鉛の回収用(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)	原料処理能力 0.5t/時以上	0s	100	400	※1
6	非鉄金属製造工程(二次施設・精錬・焙焼)	①焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉	金属の精錬用 (金を精錬するものに限る。)	原料処理能力 1 t/時以上	0s	30	50	3・4
		②溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)	金属の精錬用 (金を精錬するものに限る。)	火格子面積 又は 羽口面断面積 又は 重油換算 又は 変圧器定格容量 1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50L/時以上 200kVA 以上	0s	30	50	5
7	焼成炉	セメント製造用	火格子面積 又は 燃焼能力 又は 変圧器定格容量 1 m ² 以上 50L/時以上 200kVA 以上	10	50	80 ^{*2}	9	
8	廃棄物焼却炉	①一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉(専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)	廃棄物焼却炉	火格子面積 又は 焼却能力 2 m ² 以上 200kg/時以上	12	30	50	13
9		②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{*3} 又は水銀含有再生資源 ^{*4} を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)	廃棄物焼却炉	全て (施設規模による裾切りはなし。)	12	50	100	

※1 ダイオキシン特別措置法施行令別表第1号第3項に対応

2 原料とする石灰石の水銀含有量が1ヶ月当たり0.05mg/kg以上であるものについては、石灰石の水銀含有量が連続した4ヶ月について1ヶ月当たり平均0.05mg/kg未満となるまでの間、140 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ である。

3 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。

4 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

5 対応する法施行令別表第1の項番号を示す。

イ 水銀濃度の測定等（法第 18 条の 35、法施行規則第 16 条の 12 等）

・測定対象

全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）

粒子状水銀については、一定の条件※を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなすことができる。ただし、この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要。

・測定方式

バッチ測定

・測定方法

平成 28 年環境省告示第 94 号に定める方法

・測定頻度

施設区分	測定頻度
排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上の施設	4 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満の施設	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉍を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	

・記録の保存

3 年間保存する。

※粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件は、連続する 3 年間の間継続して、以下のいずれかを満たす場合

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
- ② 測定結果の年平均（注）が 50 μg/m³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満
- ③ 測定結果の年平均（注）が 50 μg/m³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が 2.5 μg/m³未満

（注） 連続する 1 年間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果（「定期測定及び 3 回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値）を用いて、年平均値を算出する。

ウ 要排出抑制施設の設置者の取組み（法第 18 条の 37、法施行令第 10 の 2）

要排出抑制施設は、規制対象施設以外のうち、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるものである。

・排出抑制施設の種類

「製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼結炉を含む）」と「製鋼の用に供する電気炉」

・要排出抑制施設の設置者の自主的取組等

要排出抑制施設の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及びその評価を公表しなければならない。

(5) ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置（法第17条）

ア 特定物質（法施行令第10条）

1. アンモニア	11. アクロレイン	21. 二酸化セレン
2. ふっ化水素	12. 二酸化硫黄	22. クロルスルホン酸
3. シアン化水素	13. 塩素	23. 黄りん
4. 一酸化炭素	14. 二硫化炭素	24. 三塩化りん
5. ホルムアルデヒド	15. ベンゼン	25. 臭素
6. メタノール	16. ピリジン	26. ニッケルカルボニル
7. 硫化水素	17. フェノール	27. 五塩化りん
8. りん化水素	18. 硫酸・三酸化硫黄	28. メルカプタン
9. 塩化水素	19. ふっ化珪素	
10. 二酸化窒素	20. ホスゲン	(28物質)

イ 事故時の措置（法第17条）

	措置の要件	措置の内容
ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者※2	故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質※1が大気中に多量に排出された場合	ただちにその事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
		ただちにその事故の状況を都道府県知事（政令指定都市及び政令市の場合、当該市長）に通報する。 ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
都道府県知事（政令指定都市及び政令市の場合、当該市長）	事故に係る工場・事業場の周辺の区域における人の健康がそこなわれ、又は、そこなわれるおそれがあると認めるとき	当該ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者に対し、その事故の拡大、又は、再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※1 特定物質とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めたものをいう。

※2 特定施設設置者とは、特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。届出不要）を工場・事業場に設置している者をいう。

(6) 大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係（法第27条）（その1）

法		法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の相当規定とする法の条項 (法第27条第1項)	経済産業大臣から知事（市長）への通知 (法第27条第2項)	知事（市長）から経済産業大臣への措置要請 (法第27条第3項)	知事（市長）と経済産業大臣との協議 (法第27条第5項)
第3条	排出基準	○				
第4条	上乘せ排出基準	○				
第5条の2	指定ばい煙の総量	○				
第6条	ばい煙発生施設の設置の届出		○	○		
第7条	ばい煙発生施設の経過措置		○			
第8条	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出		○	○		
第9条 第9条の2	計画変更命令等		○		○	
第10条	実施の制限		○			
第11条	氏名の変更等の届出		○	○		
第12条	承継の届出		○	○		
第13条	ばい煙の排出の制限	○				
第13条の2	指定ばい煙の排出の制限	○				
第14条第1項	排出基準に係る改善命令等					○
第14条第3項	総量規制基準に係る改善命令等					○
第15条	季節による燃料の使用に関する措置	○				
第15条の2	指定地域における燃料の使用に関する措置	○				
第16条	ばい煙量等の測定	○				
第17条第2項 第17条第3項	特定物質に関する事故時の措置		○			
第17条の4	揮発性有機化合物の排出基準	○				
第17条の5	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出		○	○		
第17条の6	揮発性有機化合物排出施設の経過措置		○			
第17条の7	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出		○	○		
第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等		○		○	
第17条の9	揮発性有機化合物排出施設の実施の制限		○			
第17条の10	揮発性有機化合物排出施設の排出基準の遵守義務	○				
第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出基準に係る改善命令等					○
第17条の12	揮発性有機化合物濃度の測定	○				

法		法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電気事業法、ガス 事業法及び鉱山保 安法の相当規定と する法の条項 (法第27条第1項)	経済産業大臣から 知事(市長)への 通知 (法第27条第2項)	知事(市長)から 経済産業大臣への 措置要請 (法第27条第3項)	知事(市長)と経 済産業大臣との協 議 (法第27条第5項)
第18条	一般粉じん発生施設の設置等の届出		○	○		
第18条の2	一般粉じん発生施設の経過措置		○			
第18条の3	一般粉じん発生施設に係る構造等の基準の遵守義務	○				
第18条の4	構造等の基準の適合命令等					○
第18条の6	特定粉じん発生施設の設置の届出		○	○		
第18条の7	特定粉じん発生施設の経過措置		○			
第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更命令		○		○	
第18条の9	実施の制限		○			
第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令等					○
第18条の27	水銀の排出基準	○				
第18条の28	水銀排出施設の設置の届出		○	○		
第18条の29	水銀排出施設の経過措置		○			
第18条の30	水銀排出施設の構造等の変更の届出		○	○		
第18条の31	水銀排出施設の計画変更命令等		○		○	
第18条の32	水銀排出施設の実施の制限		○			
第18条の33	水銀排出施設の排出基準の遵守義務	○				
第18条の34	水銀排出施設の排出基準に係る改善命令等					○
第18条の35	水銀濃度の測定	○				
第23条	緊急時の措置等	○				
第26条	報告及び検査	○ ※				

※ 法第27条第2項に定めるばい煙発生施設等に係る法第26条に基づく報告の徴収及び立入検査は、次の場合に実施できる。

注1 ばい煙については、次の権限の行使に関し必要と認められる場合

- (1) 法第14条第1項(排出基準に係る改善命令等)
 - (2) 法第14条第3項(総量規制基準に係る改善命令等)
 - (3) 法第15条第1項、第2項(季節による燃料の使用に関する措置)
 - (4) 法第15条の2第1項、第2項(指定地域における燃料の使用に関する措置)
 - (5) 法第23条第2項(緊急時の措置)
 - (6) 法第27条第3項(措置要請権)
- 2 揮発性有機化合物については、法第17条の11(排出基準に係る改善命令等)、法第23条第2項(緊急時の措置)及び法第27条第3項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 3 一般粉じんについては、法第18条の4(構造等の基準の適合命令等)及び法第27条第3項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 4 特定粉じんについては、法第18条の11(特定粉じん発生施設の改善命令等)及び法第27条第3項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 5 水銀については、法第18条の34(排出基準に係る改善命令等)及び法第27条第3項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合

第2章 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオ法」という。）第2条）

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ② ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

(2) 特定施設（ダイオ法施行令第1条）

〈大気基準適用施設〉

項番号	特定施設	対象規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t/時以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/時以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉 原料の処理能力 0.5 t/時以上 溶解炉 容量 1 t 以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計） 0.5 m ² 以上 又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計） 50 kg/時間以上

注 項番号とは、ダイオ法施行令別表第1の項番号をいう。

(3) ダイオキシン類の測定（ダイオ法第28条）

測定頻度	報告
年1回以上	測定結果は都道府県知事（名古屋市の場合、名古屋市長）に報告しなければならない。

(4) 排出ガスに係る排出基準（ダイオ法第8条、ダイオ法規則第1条・第2条、ダイオ法規則附則第2条）

(ng-TEQ/m³)

項番号	特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	設置年月日			標準酸素 濃度 (%)
			～H9.12.1	H9.12.2～ H12.1.14	H12.1.15～	
1	焼結鋼製造用焼結炉		1	1	0.1	15
2	製鋼用電気炉		5	0.5	0.5	0s
3	亜鉛回収施設		10	10	1	
4	アルミニウム合金製造施設		5	5	1	
5	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	1	0.1	0.1	12
		2t/h 以上 4t/h 未満	5	1	1	
		0.2t/h 以上 2t/h 未満	10	5	5	
		上記以外	10	10	5	

注1 項番号1及び5の施設については、ダイオキシン類濃度は酸素換算後の値（次式で表される（換算ダイオキシン類濃度））を用いる。

$$(\text{換算ダイオキシン類濃度}) = (\text{測定ダイオキシン類濃度}) \times \frac{(\text{21-標準酸素濃度})}{(\text{21-測定酸素濃度})}$$

2 標準換算酸素濃度欄の0sは、酸素濃度換算を行わないことを示す。

(5) ダイオキシン類対策特別措置法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係
 (ダイオ法第35条)

ダイオキシン類特別措置法			法適用除外事項の扱い			
条 項	内 容	適 用	電気事業法、 ガス事業法及 び鉱山保安法 の相当規定と する法の条項 (法第35条第2項)	経済産業大臣 から知事（市 長）への通知 (法第35条第2項)	知事（市長） から経済産業 大臣への措置 要請 (法第35条第3項)	知事（市長）と 経済産業大臣と の協議 (法第35条第5項)
第8条	排出基準	○				
第9条	排出基準に関する 勧告	○				
第10条	総量規制基準	○				
第12条	特定施設の設置の 届出		○	○		
第13条	経過措置		○			
第14条	特定施設の構造等 の変更の届出		○	○		
第15条 第16条	特定施設の計画変 更命令等		○		○	
第17条	実施の制限		○			
第18条	氏名の変更等の届出		○	○		
第19条 第3項	承継の届出		○	○		
第20条	排出の制限	○				
第21条	総量規制基準に係 る排出の制限	○				
第22条 第1項	排出基準に係る改 善命令等	○				○
第22条 第3項	総量規制基準に係 る改善命令等	○				○
第23条 第1項	事故時の措置（電 気事業法及びガス 事業法）	○				
第23条 第1項	事故時の措置（鉱 山保安法）		○			
第23条 第2項 第3項	事故時の措置		○			
第28条	設置者による測定	○				
第34条	報告及び検査	○				

第3章 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日、法律第107号）

選任する要件			選任すべき公害防止管理者の区分	選任すべき公害防止主任管理者	選任すべき公害防止統括者
特定工場		工場の規模			
工場の種類	工場に設置される施設の種類				
製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	法に定めるばい煙発生施設のうち、法施行令別表第1の9の項（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪ふっ化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項 （※1）	排出ガス量(湿り) 4万m ³ /時以上	大気関係第一種 公害防止管理者	※5 選任必要	常時従業員数が21人以上の特定工場が必要
		排出ガス量(湿り) 4万m ³ /時未満	大気関係第二種 公害防止管理者		
	法に定めるばい煙発生施設のうち、上記以外のばい煙発生施設（ボイラー等） （※1）	排出ガス量(湿り) 4万m ³ /時以上	大気関係第三種 公害防止管理者	※5 選任必要	
		排出ガス量(湿り) 4万m ³ /時未満 1万m ³ /時以上	大気関係第四種 公害防止管理者		
	法に定める一般粉じん発生施設（鉱物等の堆積場等） （※2）	なし	一般粉じん関係 公害防止管理者		
	法に定める特定粉じん発生施設（解綿用機械等） （※3）	なし	特定粉じん関係 公害防止管理者		
	法に定めるダイオキシン類発生施設 （※4）	なし	ダイオキシン類 関係公害防止 管理者		

※1 ばい煙発生施設とは、法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書の附属施設に設置されるものを含む。）をいう。

2 一般粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。）をいう。

3 特定粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。）をいう。

4 ダイオキシン類発生施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号に掲げる施設をいう。

5 公害防止主任管理者は、汚水等排出施設が設置されている工場で排出水量が1万m³/日以上のものに限る。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例第99条、県条例施行規則第93条）

公害防止担当者を選任する工場・事業場	対象地域
大気指定工場等	市内全域

注 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による公害防止管理者を選任すべき工場は除外される。

第4章 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

(1) 窒素酸化物に係る総量規制（市条例第14条、市条例施行細則第7条）

ア 適用される工場等（大気規制工場）

窒素酸化物排出施設（注1）を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算したもの（注2）の合計が1時間当たり500リットル以上のもの

（注1）窒素酸化物排出施設とは、市条例施行細則別表第1に掲げる施設をいう。（P60参照）

（注2）この換算方法は、

①燃原料の量 × ②細則別表2又は3の係数 × ③細則別表4の係数

イ 大気規制基準（市条例施行細則第8条別表第5）

$$Q = a \{ \Sigma (C1 \cdot F1) + \Sigma (C2 \cdot F2) \}^b$$

Q：大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量（NO₂換算 g/時）

F1、F2：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの

（①燃原料の量 × ②細則別表2又は3の係数（P62参照））

ただし、F1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

F2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

C1、C2：市条例施行細則別表第5 付表（P63参照）

ただし、C1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

C2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

a：3.705

b：0.94

(2) 総量規制基準の適否判定方法

窒素酸化物排出量＝

$$\Sigma \{ (\text{各施設ごとの定格能力}) \times (\text{各施設ごとの窒素酸化物排出係数 (最大)}) \}$$

上記の式によって算出した窒素酸化物排出量を大気規制基準（Q）と比較し、それ以下であれば基準適合とする。

(3) 窒素酸化物排出係数の算出方法

$$\text{窒素酸化物排出係数} = \text{窒素酸化物濃度} \times \text{単位燃原料あたりの乾き排出ガス量} \times \frac{46}{22.4} \times 10^{-3}$$

(最大・通常) (最大・通常)
 (g/L, g/kg, g/m³) (ppm) (m³/L, m³/kg, m³/m³)

ア 乾き排出ガス量について

単位燃料当りの乾き排出ガス量については、原則として以下の方法により算出する。

$$G_d = \{G_{0d} + (m-1) \cdot A_0\} \cdot d$$

- G_d : 単位燃料当りの乾き排出ガス量
 - G_{0d} : 単位燃料当りの理論乾き排出ガス量
 - A₀ : 単位燃料当りの理論空気量
 - m : 空気比
 - d : 比重 (液体燃料の場合)
- (算出方法は P57 参考資料参照)

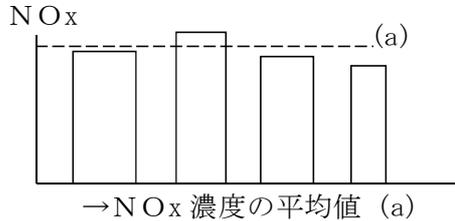
都市ガス 13A の単位乾き排出ガス量は以下の表の数値を使用する。

O ₂ (%)	0	5	6	10	11	12	15	16
単位乾き排出ガス量 (G _d)	9.62	12.6	13.5	18.4	20.2	22.4	33.7	40.4

イ 燃料を使用する施設(主として窒素酸化物が燃料の燃焼に伴い発生する施設)

排出係数については、窒素酸化物濃度変動パターンによって、次の通りに設定した窒素酸化物濃度から算出する。(真空フラスコ測定は最低 4 回以上、連続測定は 2 時間以上)

(ア)一定負荷型



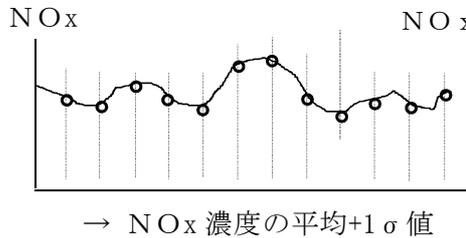
NO_x 濃度が 101、106、101、97.0ppm (O₂=4%) の場合

【例：重油燃焼ボイラー】

NO _x 濃度	乾き排出ガス量	排出係数
101	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.45
106	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.57
101	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.45
97.0	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.35

最大・通常 of 排出係数 ← 平均 2.45

(イ)負荷変動型



NO_x 濃度が 121、132、101、111、81.2、90.9、90.9、95.8、97.9ppm (O₂=4%) の場合

【例：重油燃焼ボイラー】

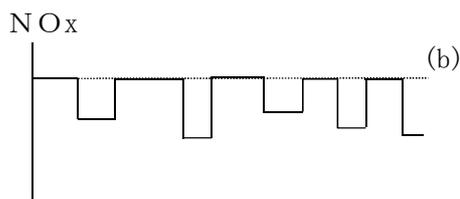
NO _x 濃度	乾き排出ガス量	排出係数
121	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.93
132	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 3.20
...		
97.9	× 11.8 × 46/22.4 × 10 ⁻³	= 2.37

通常の排出係数 ← 平均 2.48

+1σ 0.39

最大の排出係数 ← 平均+1σ 2.87

(ウ)低負荷－高負荷型



NO_x 濃度が高負荷時に 105、99.6、112、102ppm
 低負荷時に 51.0、53.5、46.1、54.5ppm(O₂=4%)の場合
 【例：重油燃焼ボイラー】

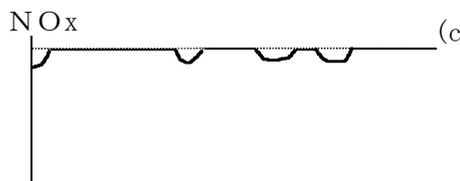
→ 高負荷時におけるNO_x 濃度の平均値 (b)

	NO _x 濃度	乾き排出ガス量	排出係数
〈高負荷時〉	105	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.54$
	99.6	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.33$
	112	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.62$
	102	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.39$
〈低負荷時〉	51.0	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 1.19$
	53.5	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 1.25$
	46.1	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 1.08$
	54.5	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 1.27$

平均 2.54 → 最大の排出係数

平均 1.89 → 通常の排出係数

(エ)脱硝装置による制御型



制御濃度〈NO_x 濃度=100ppm (O₂=4%) 〉
 実測NO_x 濃度が 91.0、98.4、100、95.2、99.7ppm
 (O₂=4%)の場合 【例：重油燃焼ボイラー】

→ 制御されているNO_x 濃度 (c)

	NO _x 濃度	乾き排出ガス量	排出係数
〈制御濃度〉	100	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.42$ → 最大の排出係数
〈実測濃度〉	91.0	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.21$
	98.4	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.38$
	100	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.42$
	95.2	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.31$
	99.7	$\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times 10^{-3}$	$= 2.42$

平均 2.36 → 通常の排出係数

最大（通常）の排出係数を算出するための窒素酸化物濃度の取り方一覧表

	最大（排出係数）	通常（排出係数）
(ア) 一定負荷型	稼働時におけるNO _x 濃度の平均値(a)	稼働時におけるNO _x 濃度の平均値(a)
(イ) 負荷変動型	NO _x 濃度の平均+1σ	(全稼働時) NO _x 濃度の平均
(ウ) 低負荷－高負荷型	高負荷時におけるNO _x 濃度の平均値(b)	(全稼働時) NO _x 濃度の平均
(エ) 制御型	制御されているNO _x 濃度(c)	(全稼働時) NO _x 濃度の平均

ウ 原料系の施設等

焼却炉、電気炉などの主として窒素酸化物が原料の処理または焼却に伴い発生する原料系の施設及びバッチ式の金属加熱炉や焼成炉などのように1工程で著しく窒素酸化物排出量変動する施設については、窒素酸化物濃度、乾き排出ガス量及び燃原料使用量等により、平均的な窒素酸化物排出量に着目して排出係数を算出する。(別冊計算例P8参照)

エ その他

新設や実測値のない施設については、窒素酸化物濃度の保証値等を用いて排出係数を算出する。

燃料の A_0 及び G_{0d} の算出方法について

A_0 : 単位燃料当りの理論空気量 (m^3/kg 又は m^3/m^3)
 G_{0w} : 単位燃料当りの理論湿り排出ガス量 (m^3/kg 又は m^3/m^3)
 G_{0d} : 単位燃料当りの理論乾き排ガス量 (m^3/kg 又は m^3/m^3)

(1) 燃料の組成から算出する方法

① 液体、固体燃料の場合 (燃料の単位質量 (1kg) で考える)

$$A_0 = 8.89[C] + 26.7 ([H] - [O]/8) + 3.33[S] \quad (\text{m}^3/\text{kg})$$

$$G_{0w} = A_0 + 5.6[H] + 0.7[O] + 0.8[N] + 1.244[W] \quad (\text{m}^3/\text{kg})$$

$$G_{0d} = A_0 - 5.6[H] + 0.7[O] + 0.8[N] \quad (\text{m}^3/\text{kg})$$

[C]・[H]・[O]・[S]・[N]・[W]:液(固)体燃料中に含まれる炭素・水素・酸素・硫黄・窒素・水分の重量比率

② 気体燃料の場合 (燃料の単位体積 (1 m^3) で考える)

$$A_0 = \{0.5H_2 + 0.5CO + \Sigma [(X + 0.25Y) \cdot C_xH_y] - O_2\} / 0.21$$

$$G_{0w} = 1 + A_0 - 0.5[H_2] - 0.5[CO] + \Sigma [(Y/4 - 1) \cdot C_xH_y]$$

$$G_{0d} = 1 + A_0 - 1.5[H_2] - 0.5[CO] - \Sigma [(Y/4 + 1) \cdot C_xH_y]$$

$[H_2]$ ・ $[CO]$ ・ $[C_xH_y]$:気体燃料中に含まれる水素(H_2)・一酸化炭素(CO)・炭化水素(C_xH_y)の容積

例 LPG (ブタン (C_4H_{10}) 70%、プロパン (C_3H_8) 30%) の場合

$$A_0 = \{(4 + 10/4) \cdot 0.70 + (3 + 8/4) \cdot 0.30\} / 0.21$$

$$= 6.05 / 0.21 \doteq 28.81 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$$

$$G_{0w} = 1 + 28.81 + \{(10/4 - 1) \cdot 0.70 + (8/4 - 1) \cdot 0.30\}$$

$$\doteq 28.81 + 2.35 = 31.16 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$$

$$G_{0d} = 1 + 28.81 - \{(10/4 + 1) \cdot 0.70 + (8/4 + 1) \cdot 0.30\}$$

$$\doteq 28.81 - 2.35 = 26.46 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$$

(2) 真発熱量 (低発熱量) からの概略値【簡便法】

燃料	G_{0d} (理論乾き排出ガス量)	A_0 (理論空気量)	H_L (真発熱量(低発熱量))
固体燃料	$\frac{213H_L}{1000} + 1.65 \quad (\text{m}^3/\text{kg})$	$\frac{242H_L}{1000} + 0.5 \quad (\text{m}^3/\text{kg})$	$H_L = H_h - 2.5 (9[H] + [W])$ (MJ/kg)
液体燃料	$\frac{266H_L}{1000} \quad (\text{m}^3/\text{kg})$	$\frac{203H_L}{1000} + 2.0 \quad (\text{m}^3/\text{kg})$	
低熱量気体燃料 $H_L = 2.1 \sim 12.5 \quad (\text{MJ}/\text{m}^3)$	$\frac{173H_L}{1000} + 1.0 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$	$\frac{209H_L}{1000} \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$	$H_L = H_h - 2.0 ([H_2] + \Sigma [Y/2 \cdot C_xH_y])$ (MJ/ m^3)
高熱量気体燃料 $H_L = 16.7 \sim 29.3 \quad (\text{MJ}/\text{m}^3)$	$\frac{273H_L}{1000} + 0.25 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$	$\frac{261H_L}{1000} - 0.25 \quad (\text{m}^3/\text{m}^3)$	

注 水素、水分の分析を行わない場合、灯油、軽油及びA重油については $[H] = 0.13$ 、 $[W] = 0$ を用いる

(3) 単位燃料あたりの乾き排ガス量

$$G_d = \{G_{0d} + (m - 1) \times A_0\} \times d \quad (\text{液体の場合のみ; 比重})$$

$$m : \text{空気比} \quad m = \frac{21[N_2]}{21[N_2] - 79([O_2] - 0.5[CO])} \doteq \frac{21}{21 - [O_2]}$$

$[N_2]$ ・ $[O_2]$ ・ $[CO]$:排ガス中の窒素、酸素、一酸化炭素 $[CO]$ の容積%

※都市ガスの場合はP57の表の数値を使用してください。

○窒素酸化物排出施設（市条例施行細則別表第1）

（その1）

項番号	窒素酸化物排出施設	対 象 規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積 8 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 ^{*1} 50 L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 5 t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（16の項のものを除く。）	原料の処理能力
4	金属の精錬のために供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、平炉（16の項のものを除く。）	0.5 t/時以上
5	金属の精製又は鋳造のために供する溶解炉（16の項及び22の項から24の項のものを除く。）	火格子面積 0.5 m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.25 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のために供する加熱炉（25の項のものを除く。）	火格子面積 0.8 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造のために供する加熱炉	又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
8	石油の精製のために供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/時以上
10	窯業製品の製造のために供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 0.8 m ² 以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造のために供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（24の項のものを除く。）	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上
12	乾燥炉（16の項及び21の項のものを除く。）	又は 変圧器の定格容量 80 kVA 以上
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造のために供する電気炉	変圧器の定格容量 600 kVA 以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m ² 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上
15	金属表面の付着油処理施設（燃焼式のものに限定する。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬のために供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.3 t/時以上 又は 火格子面積 0.3 m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.15 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上

項番号	窒素酸化物排出施設	対 象 規 模
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.05 m ³ 以上
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上
19	化学製品の製造用塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、18項のもの及び密閉式のものを除く。）のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 30 kg/時以上
20	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶解炉	りん鉱石の処理能力 50 kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150KVA 以上
21	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉、焼成炉	原料の処理能力 50 kg/時以上 又は 火格子面積 0.8 m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上
22	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20KVA 以上
23	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
24	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.08 m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
25	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100 kg/時以上
27	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
28	ガスタービン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
29	ディーゼル機関（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/時以上
30	ガスエンジン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上
31	溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上

注1 重油換算とは、液体燃料 10 L、ガス燃料 16 m³、固体燃料 16 kgを重油 10 Lに換算することをいう。
（ガス発生炉及びガスエンジンについても、同様に換算する。）

2 項番号は、市条例施行細則別表第1の項番号をいう。

○重油の量への換算係数（燃料）（市条例施行細則別表第2）

項番号	燃料の種類	燃料の量	換算した重油の量（換算係数）
1	重油	1 L	1 L
2	原油又は軽油		0.95 L
3	灯油又はナフサ		0.90 L
4	石炭	1 kg	0.65 L
5	コークス		0.75 L
6	木材		0.40 L
7	液化天然ガス		1.30 L
8	液化石油ガス		1.20 L
9	都市ガス13A	1 m ³	1.066 L
10	その他の燃料	1 L (固体燃料1 kg、 気体燃料1 m ³)	燃料の量1 L（固体燃料なら1 kg、気体燃料なら1 m ³ ）あたりの発熱量に相当する発熱量を有する重油の量（重油1 Lあたりの総発熱量38,930.265KJ（9,300kcal）とする）

注 項番号は、市条例施行細則別表第2の項番号をいう。

○重油の量への換算係数（原料）（市条例施行細則別表第3）

項番号	使用する施設、原料の種類	原料の量	換算した重油の量（換算係数）
1	3の項の焙焼炉又は焼結炉	1 kg	当該原料の量1 kgの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量（L） （重油1 Lの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97 gとする。）
2	4の項の転炉又は平炉		
3	8の項の触媒再生塔		
4	13の項の電気炉		
5	都市ゴミ		0.56 L
	下水汚泥		0.25 L
14の項の 廃棄物 焼却炉	一般廃棄物 （都市ゴミを除く）		0.94 L
	産業廃棄物 （都市ゴミ及び下水汚泥を除く）		当該原料の量1 kgの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量（L） （重油1 Lの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97 gとする。）
6	16の項の焙焼炉、焼結炉又は転炉		
7	19の項の塩化水素反応施設又は塩化水素吸収施設		
8	26の項の吸収施設、漂白施設又は濃縮施設		
9	その他の施設（主たる熱源が電気であるものに限る）		

注 1 原料を使用する施設の種類の項の番号は、市条例施行細則別表第1の項をいう。

2 都市ゴミとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項及び第10条第2項の規定に基づき処分される廃棄物をいう。

3 下水汚泥とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、下水の処理に伴い生ずる汚泥をいう。

4 項番号は、市条例施行細則別表第3の項番号をいう。

○窒素酸化物排出施設の排出特性を勘案する係数（市条例施行細則別表第4）

項番号	規則別表第1の項番号	窒素酸化物排出施設の種類		係数
1	1	ボイラー	石炭（水又は油との混合物を含む。）を燃焼させるもの	3.3
2			C重油を燃焼させるもの	1.9
3	3	煨焼炉	アルミナ製造の用に供するもの	3.0
4	10	焼成炉	石炭焼成炉	3.5
5			セメントの製造の用に供するもの	4.0
6			耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.6
7		熔融炉	ガラスの製造の用に供するもの	3.0
8	27	コークス炉	オットー型のもの	3.0
9	28	ガスタービン		3.0
10	29	ディーゼル機関		25.0
11	30	ガスエンジン		30.0
12	その他の施設			1.0

注 項番号は、市条例施行細則別表第4の項番号をいう。

○C1及びC2（市条例施行細則別表第5 附表）

（その1）

項番号	細則別表第1の項番号	窒素酸化物排出施設の種類		C1	C2
1	1	ボイラー	F1又はF2が4,000以上のもの	0.70	0.60
2			気体燃料（液化石油ガスを除く。）を専焼させるもの（1の項に掲げるものを除く。）	0.90	0.80
3			C重油を燃焼させるもの（1の項に掲げるものを除く。）	1.30	1.10
4			固体燃料（石炭に水又は油を加えた混合物を含む。）を燃焼させるもの（1の項に掲げるものを除く。）	1.60	1.30
5			1～4の項に掲げる以外のもの	1.00	0.85
6	2	ガス発生炉及び加熱炉		0.40	0.35
7	3	焙焼炉		0.90	0.85
8		焼結炉		0.95	0.90
9		煨焼炉	アルミナの製造の用に供するもの	2.10	1.50
10	アルミナの製造の用に供するもの以外のもの		0.70	0.60	
11	4	溶鋳炉		1.00	0.85
12		転炉及び平炉		0.85	0.80
13	5	溶解炉	キュポラ	0.60	0.55
14			キュポラ以外のもの	0.90	0.85
15	6	加熱炉	金属の圧延の用に供するもの	1.40	1.25
16			金属の圧延の用に供するもの以外のもの	1.00	0.90
17	7	加熱炉		1.30	1.15
18	8	触媒再生塔		0.85	0.75
19	9	燃焼炉		0.20	0.15
20	10	焼成炉	石灰焼成炉	3.50	2.50
21			セメントの製造の用に供するもの	2.90	2.05
22			耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.60	2.05
23			20～22の項に掲げる以外のもの	1.40	1.25
24		熔融炉	板ガラス又はガラス繊維の製造の用に供するもの	4.60	3.20
25			ガラスの製造の用に供するもの（前項に掲げるものを除く。）	2.10	1.50
26			24、25の項に掲げる以外のもの	1.20	1.00

(その2)

項番号	細則別表 第 1 の 項 番 号	窒素酸化物排出施設の種類		C 1	C 2
27	11	反応炉及び直火炉		1.00	0.85
28	12	乾燥炉		1.10	1.00
29	13	電気炉		0.95	0.90
30	14	廃棄物焼却炉	都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40
31			S54.1.31 以前に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.95	—
32			S54.2.1 以後に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.60	0.50
33			一般廃棄物を焼却するもの (30～33 の項までに掲げるものを除く。)	1.00	0.95
34			30～33 の項に掲げる以外のもの	0.90	0.85
35	15	付着油の処理施設		1.00	0.85
36	16	焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉及び転炉		0.85	0.80
37		溶解炉及び乾燥炉		1.00	0.80
38	17	乾燥施設		1.00	0.80
39	18	反応炉		1.00	0.80
40	19	塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		1.00	0.90
41	20	焼成炉		1.30	1.05
42		溶解炉		1.00	0.80
43	21	乾燥炉		1.00	0.80
44		焼成炉		1.30	1.05
45	22	溶解炉		1.00	0.80
46	23	溶解炉		1.00	0.80
47	24	溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設		1.00	0.80
48	25	熱処理施設		1.00	0.80
49	26	吸収施設、漂白施設及び濃縮施設		1.00	0.90
50	27	コークス炉	オットー型のもの	3.00	2.40
51			オットー型以外のもの	1.40	1.20
52	28	ガスタービン		2.10	1.00
53		定格出力が 1,000 キロワット未満のもの		2.10	1.30
54	29	ディーゼル機関	定格出力が 500 キロワット以上のもの	10.5	3.00 (3.70)
55			定格出力が 500 キロワット未満のもの	13.4	3.60 (6.80)
56	30	ガスエンジン	定格出力が 120 キロワット以上のもの	3.00	1.40 (2.20)
57			定格出力が 120 キロワット未満のもの	4.50	2.10 (3.70)
58	31	加熱炉		1.10	0.90
備 考					
1 主たる熱源が電気であるもの（電気炉を除く）にあつては、C 1 の値は 1.00 と、C 2 の値は 0.95 とする。					
2 () 内の値は、平成元年 10 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間に設置されたものについて適用する。					

注 項番号は、市条例施行細則別表第 5 附表の項番号をいう。

第5章 届出の手引き

(1) 届出の必要なとき

次のア～ウに該当するときに、大気汚染防止法等の届出が必要です。

ア 大気汚染防止法等のばい煙発生施設（P3 参照）、揮発性有機化合物排出施設（P35 参照）、粉じん発生施設等（P45 参照）、水銀発生施設（P47 参照）、ダイオキシン特定施設（P53 参照）を使用しているか設置しようとするとき、あるいは施設の構造、使用の方法（燃料を含む）、処理の方法、管理の方法（粉じん発生施設の場合）を変更しようとするときなど。

施設の種類	届出の種類	届出の期日
ばい煙発生施設（大防法・県条例）	設置届出	工事開始の 60 日前まで
特定粉じん発生施設（大防法）		
揮発性有機化合物排出施設（大防法）	使用届出	事由の生じた日から 30 日以内
水銀排出施設（大防法）	変更届出	工事開始の 60 日前まで
ダイオキシン特定施設		
一般粉じん発生施設（大防法）	設置届出	工事開始の前日まで
粉じん発生施設（県条例）	使用届出	事由の生じた日から 30 日以内
炭化水素系物質発生施設（県条例）	変更届出	工事開始の前日まで
特定粉じん排出等作業（大防法）	実施届出	作業開始の 14 日前まで

※ばい煙発生施設を設置するとき、事業場全体のばい煙発生施設の燃焼能力の重油の量に換算したものの合計が増加して 500L/h 以上になる場合、県条例大気指定工場等の設置届、市条例大気規制工場の設置許可申請が必要になる場合があります。

イ 県条例の大気指定工場等（P10 参照）を設置（使用）するとき、市条例の大気規制工場（P56 参照）を設置（使用）するとき、あるいは該当施設が増減するときなど。

区分	届出・申請の種類	届出・申請の期日
大気指定工場等 （県条例）	設置届出	工事開始の 60 日前まで
	使用届出	事由の生じた日から 30 日以内
	変更届出	工事開始の 60 日前まで
大気規制工場 （市条例）	設置許可申請	工事開始の前日まで（但し、許可後に工事開始すること）
	使用届出	事由の生じた日から 30 日以内
	変更許可申請	工事開始の前日まで（但し、許可後に工事開始すること）
	工事完了届出	工事が完成した日から 15 日以内

ウ ア・イにより届け出た者が、次の事由に該当するとき。（特定粉じん排出等作業を除く）

事 由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	30 日以内
工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき		30 日以内
ばい煙発生施設又は粉じん発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出 ^注	30 日以内
ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき。	承継届出	30 日以内

注 対象事業場が大気指定工場等（県条例）に該当する際は、大気指定工場等変更届出書の提出が必要になる場合があります。また、大気規制工場（市条例）に該当する際は、市条例は変更許可申請になる場合があります。

(2) 届出に必要な書類

(1) ア及びイによる届出は、所定の様式のほか次の添付書類が必要です。

(これらをまとめたものでもかまいません。)

- ① 工場付近の見取図
- ② 工場内の主要設備の配置図（当該施設を明示すること）
- ③ 当該施設の構造図
- ④ 当該施設の能力の根拠（仕様書等）
- ⑤ 処理施設及び排出口の構造図（測定孔の位置及び排出口の地上高と口径を明示すること）
- ⑥ 操業系統の概要図
- ⑦ 緊急用の連絡方法を示すもの（ばい煙発生施設、ダイオキシン法特定施設の場合）
- ⑧ 変更の概要を示すもの（変更届出の場合）
- ⑨ 特定粉じん排出等作業には、作業の対象となる建築物の配置図、付近の状況や工事工程表等
- ⑩ その他必要と認められる書類（ばい煙等濃度の算出根拠及び排出ガス量の根拠（別冊 P18））

(1) ウ による届出の場合には次の書類を添付してください。

- ⑪ 廃止届出の場合、廃止した施設を明示するもの。
- ⑫ 承継届出の場合、承継した施設を明示するもの。

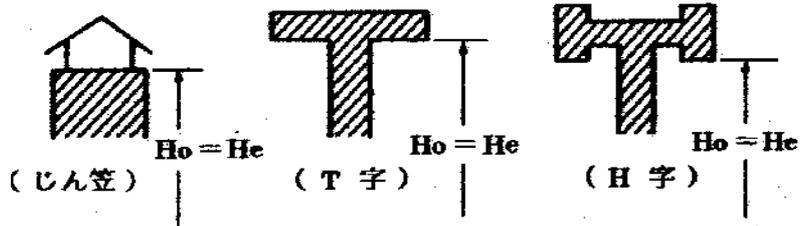
(3) 届出の方法

届出書類は2部作成し、次の届出先（裏表紙）へ提出してください。

提出後、書類審査により適当であれば受理され、ばい煙発生施設の届出等の場合には受理書、許可書又は認定書が後日交付されます。不適当な場合には別に指示があります。

(煙突に関する注意事項)

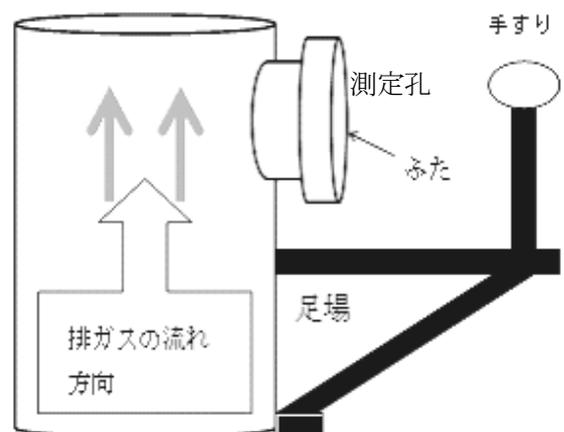
- ① 有効煙突高さ（ H_e ）は最低 15m あるものが望ましい。
- ② 近くに建物がある場合は、特殊な場合を除きその建物の高さの 2.5 倍以上にするのが望ましい。
- ③ 煙突頂部にじん笠がある場合は補正の高さを認めない。
- ④ 煙突の実高さとは、煙突の立っている直近の一般地上からの高さである。



(測定孔に関する注意事項)

- ① できるだけ長い直管部とすること。ただし、これによるのが困難な場合でも、極端な絞りや屈曲の部分に近い位置は避け、絞りや屈曲のある煙道ではその位置から少なくとも煙道直径又は縦寸法の 1.5 倍程度離れた位置とすること。
- ② 送風機の前後、合流又は分岐部などガス流に変化のある箇所やダストのたまりやすい場所は避けること。
- ③ 測定作業が安全かつ容易に行なわれるよう、高い所など危険のある場所は避け、足場等を設けること。
- ④ 測定孔は、内径 100～150mm 程度のものとし、JIS8808 に定める測定位置が確保できるような位置に設けること。

測定孔の設置について (JIS Z 8808)



- ・ 設置場所：煙突が直線状で太さの変化がない場所。
- ・ 形状：内径が 10～15cm 程度のもので、測定時以外は適当なふたで密閉しておく。

届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番 (052)

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 5 階)	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3 FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健センター 3 階)	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3 FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2 階)	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2 FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目 50 (名東区役所 1 階)	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8 FAX 7 7 8 - 3 1 1 0

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。
(事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書(総目次)→大気関係)



届出書等のダウンロードはこちら

環境保全

目次

サイト内検索

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。詳しくは環境局大気環境対策課 (☎972-2674) までお問い合わせください。

名古屋市環境局

地域環境対策部大気環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話052-972-2674 FAX 052-972-4155

E-mail: a2674@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp